【評価の概要】

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度（第５期）
	中期目標期間	令和６年度～10 年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	国土交通大臣			
法人所管部局	住宅局 都市局	担当課、責任者	住宅戦略官　田中　規倫 国際・デジタル政策課　課長　川合　紀子 まちづくり推進課　課長　山岸　浩一	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官　清水　巌	

３．評価の実施に関する事項
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。 （１）外部有識者意見聴取 ・独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記５名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。） 井上由起子　日本社会事業大学専門職大学院教授 大森有理　弁護士 小松哲　公認会計士 中井検裕　東京科学大学名誉教授 樋野公宏　東京大学大学院工学系研究科教授 ・意見聴取の方法としては、以下の２種類を実施。 ①　事前ヒアリング（令和８年５月 19 日（火）～５月 28 日(木)） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。 ②　有識者会合（令和８年６月 22 日(月)） 外部有識者に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページに公表することにより透明性の確保を図っている。 ・上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページに記載。 （２）理事長ヒアリング（令和８年６月 22 日(月)） ・上記有識者会合の場において、機構理事長石田優氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 （３）監事意見聴取（令和８年６月５日(金)） ・機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

４．その他評価に関する重要事項
該当なし。

【総合評定】

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		R６年度	R７年度	R８年度	R９年度	R10 年度
		A	A			
評定に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年９月２日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成 27 年４月１日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均（以下算定式の通り。）に最も近い評定が「A」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「A」評定とする。 【項目別評定の算術平均】 （（A４点×４項目×２）＋（A４点×３項目））＋（B３点×５項目）÷（４項目×２＋８項目）＝3.68…点 ⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、S：５点、A：４点、B：３点、C：２点、D：１点とし、重要度の高い４項目（項目別評定総括表、項目別評定調書参照）については加重を２倍としている。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定のとおり、機構の業務運営については、評価項目全 12 項目のうち７項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている（うち３項目については、困難度「高」である項目について、中期目標の所期の目標を達成している）」、５項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。 特に、都市開発の海外展開支援、UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成、災害からの復旧・復興支援、財務体質の強化において優れた成果を上げており、困難度「高」である都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進、ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり、東日本大震災からの復興に係る業務の実施において所期の目標を達成しており、法人全体としては、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	総論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。 ・都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進については、国際交流拠点の品川の形成に向けて輻輳する工事を機構が主体となり鉄道事業者、施工業者等と綿密に工程を調整した結果、高輪ゲートウェイシティのグランドオープンなどに貢献している。また、機構がこれまでの災害復旧・復興支援を通じて適したノウハウを結集し、密集市街地の整備、津波防災まちづくり防災公園整備、都市における防災減災対策を推進するなど、地域の実情に応じた政策的意義の高い助成体制を推進している。 ・都市開発の海外展開支援については、日本企業の海外進出を初めて実現し、今回受注した日本企業から機構の情報提供と検討への関与というものが大きな契機となって ODA を経ずに、現地公的機関から直接受注できた貴重な案件、受注後の業務を円滑に進行しており感謝しているといった評価の声をいただいている。加えて、日本企業の海外進出に寄与する業務をこれまで最多の６件受託している。 ・UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成については、地域医療福祉拠点化団地の形成後も必要な機能を継続的に充実、改善することでウェルビーイングの実現を目指している。セーフティーネット機能の充実を図るための居住支援協議会との関係構築を促進。また、居住者の声に応え、日頃からできる地震水害に向けた備えのガイドブックの作成や、地域との連携による防災フェス等の幅広い取組によって居住の防災意

	識の向上を促進している。 ・ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりについては、複層ガラスの交換、屋根防水修繕等による断熱性の向上、潜熱回収型給湯器や玄関扉の改修の導入等を推進している。地域の価値魅力向上に資する施設の導入について、賃貸施設のポータルサイトの広告強化等積極的な営業活動による施設誘致の結果、子育て世帯と新たな居住者の交流が図られ、地域全体の賑わいに繋がっていることや多様な世代が暮らし続けられる町の実現に向けた大きな一歩などといった評価の声をいただいている。 ・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、各町の復興拠点整備が着実に進捗し、住民のネットワークづくり、地域プレイヤーへのノウハウ承継、復興機運の醸成に尽力している。また、震災の記憶の継承に向けた取組も充実しており、各町の居住人口が一年で１割から２割程度増加するなど関係人口創出等の効果が表れている。 ・災害からの復旧・復興支援については、能登半島地震、豪雨からの復旧・復興に向けて、現地事務所の体制を強化し、地域のニーズを踏まえた復興まちづくり事業の推進や、災害公営住宅の整備、災害復旧・復興工事の加速化など、復旧復興の段階に応じた支援を継続的に実施し、県からも評価を受けている。また、災害対応のノウハウを機構独自の防災研修プログラムとしてパッケージ化して地方公共団体等からの依頼に最大限応えている。 ・財務体質の強化については、金利上昇などが見られる中、各部門における営業努力による業務収入等の確保によって有利子負債を削減し、財務体質の強化に取り組んでいる。
その他特記事項	外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。 ・多くの項目において所期の目標を上回る成果が得られた。都市再生や賃貸住宅などにおいて、部門横断的な取組がさらに広がることを期待する。 ・子育て世帯の支援が充実してきている。「住宅すごろく」で描かれた郊外戸建に至るワンステップではなく、高齢期まで住み続ける世帯も多いと考えられる。あらゆる世代が豊かに暮らせる住環境を目指し、民間を先導する取組を期待する。 ・災害対応の知見やＵＲの持つ経験、大学や研究機関と連携した、賃貸住宅のマネジメントの向上、ノウハウやデータを共有、しっかり活用していくことが求められる。 ・機構ならではの取組も多く、それぞれの項目で成果を出しており、社会への一層の貢献を期待する。

【項目別評定総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価 R６年度	R７年度	R８年度	R９年度	R10年度	項目別調書№.	備考
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1　政策的意義の高い都市再生等の推進	A	A	－	－	－	Ⅰ-1	－
（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	A○	A○	－	－	－	Ⅰ-1-1	－
（2）都市開発の海外展開支援	B	A	－	－	－	Ⅰ-1-2	－
2　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用	A	A	－	－	－	Ⅰ-2	－
（1）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成	A○	A○	－	－	－	Ⅰ-2-1	－
（2）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり	A	A	－	－	－	Ⅰ-2-2	－
3　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進	A	A	－	－	－	Ⅰ-3	－
（1）東日本大震災からの復興に係る業務の実施	A	A	－	－	－	Ⅰ-3-1	－
（2）災害からの復旧・復興支援	A○	A○	－	－	－	Ⅰ-3-2	－
Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1　効率的な運営が行われる組織体制の整備	B	B	－	－	－	Ⅱ-1	－
（1）効率的・効果的な組織運営							
（2）管理会計の活用による経営管理の向上							
2　デジタル化（ＤＸ）の推進							
3　適切な事業リスクの管理等	B	B	－	－	－	Ⅱ-2	－
（1）事業リスクの管理							
（2）事業評価の実施							
4　一般管理費、事業費の効率化							
5　入札及び契約の適正化の推進	B	B	－	－	－	Ⅱ-3	－
Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
1　財務体質の強化	A○	A○	－	－	－	Ⅲ	－
2　予算							
3　収支計画							
4　資金計画							
Ⅳ　短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	Ⅳ	－

中期計画（中期目標）	年度評価 R６年度	R７年度	R８年度	R９年度	R10年度	項目別調書№.	備考
Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	Ⅴ	－
Ⅵ　剰余金の使途	－	－	－	－	－	Ⅵ	－
Ⅶ　その他業務運営に関する重要な事項							
1　脱炭素・環境及び都市景観への配慮	B	B	－	－	－	Ⅶ-1	－
（1）地球温暖化対策の推進							
（2）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成							
（3）建設副産物のリサイクルの推進							
（4）環境物品等の調達							
2　国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元							
（1）研究開発等の実施							
（2）成果の社会還元							
3　保有資産の適切な管理・運用							
4　内部統制の適切な運用等	B	B	－	－	－	Ⅶ-2	－
（1）内部統制の適切な運用							
（2）業務運営の透明性の確保と広報の推進							
（3）情報セキュリティの確保							
（4）個人情報の保護							
5　施設及び設備に関する計画							
6　人事に関する計画							
（1）方針							
（2）人材育成							
（3）人件費管理の適正化							
（4）ダイバーシティ＆インクルージョン（Ｄ＆Ｉ）							
7　中期目標の期間を超える債務負担	－	－	－	－	－		
8　独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第２項（附則第12条第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	－	－	－	－	－		

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　「項目別調書No.」欄には、令和７年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

【項目別評定調書】

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ｉ―１	１　政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標　２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標　７：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する 政策目標　４：水害等災害による被害の軽減 施策目標１１：住宅・市街地の防災性を向上する 政策目標　７：都市再生・地域再生の推進 施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する 政策目標１２：国際協力、連携等の推進 施策目標４３：国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第１項第１号から第 11 号まで、第２項第３号から第５号、第９号及び第 10 号、第３項並びに附則第 12 条第１項第６号等
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 ＜Ｉ－１－（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進＞ 　都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。 困難度：「高」 ＜Ｉ－１－（１）　都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進＞ 　都市再生の推進に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応することや、都市が抱える複合的な課題に適切に対応していく必要があることから、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難であるとともに、都市経営の持続可能性やエリア全体として価値の向上に長期継続的に取り組むためには、段階的・連鎖的な事業展開を見据えた案件形成やインフラ整備に係る関係者間の調整など、個々の事業を実施する場合以上に地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ＩＤ　004101、004107、004108、004312、004313、004315、004316、007294、007406

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
							「政策的意義の高い都市再生等の推進」 ※細分化した項目（１）～（２）の評定の算術平均により算定 （（Ａ４点×１項目×２）＋（Ａ４点×１項目））÷（１項目×２＋１項目）＝4.0…点 ⇒算術平均に最も近い評定は「Ａ」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、Ｓ：５点、Ａ：４点、Ｂ：３点、Ｃ：２点、Ｄ：１点とし、重要度の高い項目については加重を２倍としている。 評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ （１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について 困難度「高」である本項目において、令和７年度における所期の目標を達成していること、多様な関係者間の調整が必要な課題に長期継続的に取り組み、エリア全体の価値向上等に寄与、その取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「Ａ」評定とする。 （２）都市開発の海外展開支援について 令和７年度における所期の目標を上回り、現地政府機関・民間企業と関係構築し、日本企業の海外進出に寄与する都市開発の計画策定業務等に係る契約を６件受託、機構によるコーディネート業務を行った結果参入した日本企業の海外都市開発の進出を１件実現した。一方、機構の貢献による海外の都市開発事業への日本企業の参入はこれからであり、日本企業の本格参入は始まった段階であることを総合的に勘案し、「Ａ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・都市再生の推進において所期の目標を上回る成果が得られている。また、海外展開支援が初めて日本企業の進出に結びついたことも評価できる。 ・課題解決に向けた多方面での取組について成果が認められ、大いに評価できる。

<table>
<tr><th colspan="4">１．当事務及び事業に関する基本情報</th></tr>
<tr><td>Ｉ－１－（１）</td><td colspan="3">Ｉ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
１　政策的意義の高い都市再生等の推進
（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</td></tr>
<tr><td>業務に関連する政策・施策</td><td>政策目標　２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現
施策目標　７：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
政策目標　４：水害等災害による被害の軽減
施策目標１１：住宅・市街地の防災性を向上する
政策目標　７：都市再生・地域再生の推進
施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する</td><td>当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）</td><td>都市再生機構法第 11 条第１項第１号から第 11 号まで、第２項第３号から第５号及び第９号、第３項並びに附則第 12 条第１項第６号等</td></tr>
<tr><td>当該項目の重要度、困難度</td><td>重要度：「高」
都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。

困難度：「高」
都市再生の推進に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応することや、都市が抱える複合的な課題に適切に対応していく必要があることから、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難であるとともに、都市経営の持続可能性やエリア全体として価値の向上に長期継続的に取り組むためには、段階的・連鎖的な事業展開を見据えた案件形成やインフラ整備に係る関係者間の調整など、個々の事業を実施する場合以上に地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため、困難度が高い。</td><td>関連する政策評価・行政事業レビュー</td><td>予算事業ＩＤ　004101、004107、004108、004312、004313、004315、004316、007294、007406</td></tr>
</table>

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10年度
コーディネート及び事業の実施地区数（計画値）	330地区	－	280地区	280地区	－	－	－
コーディネート及び事業の実施地区数（実績値）	－	－	301地区	292地区	－	－	－
達成率	－	－	108%	104%	－	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10年度
予算額（百万円）	107,646	114,902	－	－	－
決算額（百万円）	98,226	96,316	－	－	－
経常費用（百万円）	211,694	96,259	－	－	－
経常利益（百万円）	2,485	18,136	－	－	－
行政コスト（百万円）	211,835	101,084	－	－	－
従事人員数（人）	780	777	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 **１　政策的意義の高い都市再生等の推進** **（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進** 人口減少・少子高齢化の進展、東京への一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、空き家・空き地の増加、マンションの老朽化等の社会課題や、グローバルな都市間競争の激化、デジタル化の進展、脱炭素社会の実現等の動向などの社会経済情勢の変化に対応していくためには、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能の確保等を通じて、環境配慮やまちづくりＤＸを推進しながら、持続可能な都市の実現を図ることが必要である。 都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多様な関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることが困難な状況が見られる。 機構は、こうした状況を踏まえ、持続可能な都市の実現	**Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　政策的意義の高い都市再生等の推進** **（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進** 都市再生の推進に当たっては、国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。 その際、多様な関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体・まちづくりの担い	**Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　政策的意義の高い都市再生等の推進** **（１）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進** 都市再生の推進に当たっては、国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。 その際、多様な関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。 このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体・まちづくりの担い	＜主な定量的な指標＞ ・コーディネート及び事業の実施地区数 280 地区 ＜その他の指標＞ ・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額及び経済波及効果 ・地方都市等における事業化や計画策定等のコーディネート効果発現数 ・防災性の向上に資する安全・安心なまちづくり実施地区数 ＜評価の視点＞ ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体・まちづくりの担い手等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、民間事業者等との多様な連携や、アセットの取得・保有・活用を通じたエリアへの長期	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・コーディネート及び事業の実施地区数 292 地区 ＜その他の指標＞ ・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額 １兆 7,000 億円規模 経済波及効果 ３兆 2,000 億円規模 ・地方都市等における事業化や計画策定等のコーディネート効果発現数 25 件 ・防災性の向上に資する安全・安心なまちづくり実施地区数 84 地区	＜評定と根拠＞Ⅰ－１－（１） 評定：Ａ ＜評価の概要＞ 令和７年度においては、公的機関ならではの機構の公平・中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、工事費高騰等の厳しい事業環境の中で、本部・支社等の現場職員が精力的に活動することで地方公共団体等との関係を深めた結果、中期目標における重要度及び困難度「高」の当該目標 280 地区を上回る 292 地区でコーディネート及び事業を実施した。 国際競争力と魅力を高める都市の再生においては、意見や利害が必ずしも一致しない公民の多様な関係者や長期に及ぶ事業等、民間事業者だけでは実現の難しい事業において、公平・中立性と豊富な事業ノウハウという機構の強みを最大限活かし、関係者間に立って粘り強く調整して連携を図るなど、先導的な役割を発揮した。 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現においては、地方公共団体におけるまちづくりのノウハウ・担い手不足等の課題に対応し、機構が全国各地で培ってきた経験を活かした地域に即した支援を実施した。 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおいては、機構がこれまで災害復旧・復興支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、密集市街地の整備改善、津波防災ま	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 困難度「高」である本項目において、年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平・中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮した結果、年度計画での目標「280 地区」に対し、実績値「292 地区（達成率 104%）」であった。 機構は、都市再生の推進に当たって、①国際競争力と魅力を高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。 ①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 ・大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、さらに複数の関連事業を一体的に進める難しい事業においても、コーディネート業務（利害関係者や関連事業との調整等）等を円滑に進め、着実に事業を実施した。その結果、都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額は１兆 7,000 億円規模、同経済波及効果は３兆 2,000 億円規模であった。 ②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 ・地方都市等においては、コンパクトシティの実現を推進し、歴史的建造物と公園の一体活用による官民連携まちづくりなど、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める都市再生の取組を着実に実施した。 その結果、地方都市等における事業化や計画策定等のコーディネート効果発現数は 25 件

	に向けて都市再生を着実に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。	手等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施する。 なお、事業等の実施に当たっては、地区の実情に応じた多様な手法を活用して、環境負荷の低減や自然との共生、未来技術の社会実装を推進する。 また、地区の個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編、エリアマネジメント、アセットの取得・保有・活用による長期継続的な地域への関与等によって、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりを推進する。 さらに、地区の実情に応じ、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型ＳＰＣの活用等により、事業等の初期段階から民間事業者等との連携を図る。 これらにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 併せて、政策的意義の高い都市再生を継続的に推進するに当たり、機構が負担する土地等の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。	手等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施する。 なお、事業等の実施に当たっては、地区の実情に応じた多様な手法を活用して、環境負荷の低減や自然との共生、未来技術の社会実装を推進する。 また、地区の個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編、エリアマネジメント、アセットの取得・保有・活用による長期継続的な地域への関与等によって、持続可能な都市の実現に向けたまちづくりを推進する。 さらに、地区の実情に応じ、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型ＳＰＣの活用等により、事業等の初期段階から民間事業者等との連携を図る。 これらにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。 併せて、政策的意義の高い都市再生を継続的に推進するに当たり、機構が負担する土地等の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。	継続的な関与により、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に携わり、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情を踏まえ、まちづくり構想の立案・計画づくり・施策の具体化や地域の担い手育成等に係るコーディネートを実施し、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。		ちづくり、防災公園整備、都市における防災・減災対策を推進した。	に至った。 ③　防災性向上による安全・安心なまちづくり ・安全・安心なまちづくりの実現を推進し、都市災害対策として防災性向上、減災対策及び東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした事前防災まちづくり支援等を着実に実施した。 この結果、密集市街地の整備改善、津波防災まちづくり、防災公園整備、都市における防災・減災対策の実施は 84 地区であった。 これらを踏まえ、困難度「高」である本項目において、多様な関係者間の調整が必要な課題に長期継続的に取り組み、エリア全体の価値向上等に寄与するなど、令和７年度における所期の目標を達成していること、都市の特性に応じた様々な都市政策上の課題がある中で、都市再生等の推進、都市の防災性の向上、減災対策に係る地方公共団体への支援等を着実に実施し、その取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・長期的に関わりながら調整役としての機能を果たしている点、伴走型の支援が展開されている点を評価したい。地方都市では中間支援組織に近い役割も果たしており、ＵＲの独自性が認められる。支援した地方都市のまちづくり組織の持続性や自律性を検証し、介入方法の妥当性を確認できるとアカウンタビリティとしてよいのではないか。 ・計画値を上回る数の地区でコーディネート及び事業が実施された。TAKANAWA GATEWAY や OIMACHI TRACKS といったインパクトの大きい
	①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 グローバルな都市間競争が激化し、社会経済情勢が変化する中、資金、人材、技術等	①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、国際競争力の強化と魅力の向上を図り、大都市	①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 国際的な都市間競争の激化に対応し、国際競争力の強化と魅力の向上を図り、大都市		①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 公民の関係者との適切な役割分担・連携体制のもと、複雑化する都市の課題やニーズに対応し、	＜具体的な事例・評価＞ ①　国際競争力と魅力を高める都市の再生 多様な主体間における意見調整や長期・継続的な関与による都市機能の更新を担い、エリア全体の	

	が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するための機能・環境を整備する必要がある。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。これらの観点から、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生をさらに進めることが必要である。 また、成熟した都市型社会において既成市街地等を再構築・更新していくためには、蓄積された都市基盤や官民双方が所有する既存ストックの有効活用、民間投資と連動した都市の効率的な運営、地域が主体となったエリアマネジメント等が重視されていることから、中長期的かつエリアを俯瞰した視点による段階的・連鎖的な事業展開や周辺エリアも含めたインフラ整備等に取り組み、複合的な課題に対応する必要がある。 このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化やエリアの価値・魅力を向上させるプロジェクトに積極的に関与するとともに、地域の状況に応じて長期継続的にエリアに関与すること。	等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策、エネルギーの効率的な利用など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与する。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。 これらの実現に向けては、民間事業者等との多様な連携の下、基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。 なお、事業等の実施に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な都市機能の更新を進めるため、アセットの取得・保有・活用を通じて長期継続的にエリアへ関与することで、段階的・連鎖的な事業の組成や地域のエリアマネジメント活動等を支え、エリア全体の戦略的な更新に一層取り組む。	等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策、エネルギーの効率的な利用など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与する。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。 これらの実現に向けては、民間事業者等との多様な連携の下、基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。 なお、事業等の実施に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な都市機能の更新を進めるため、アセットの取得・保有・活用を通じて長期継続的にエリアへ関与することで、段階的・連鎖的な事業の組成や地域のエリアマネジメント活動等を支え、エリア全体の戦略的な更新に一層取り組む。		民間事業者のみでは実施が困難で政策的意義が高い都市再生プロジェクトを推進した。 また、地域の実情に応じて、長期継続してエリアへ関与することで、段階的な事業の実施につなげるとともに、エリアマネジメント活動等を支援した。 具体事例は以下のとおり。 「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、現在、品川駅北周辺地区、品川駅街区地区及び品川駅西口地区の３地区で約30ha の機構施行の土地区画整理事業を実施している。 このうち品川駅北周辺地区においては、令和８年３月にTAKANAWA GATEWAYCITY のグランドオープンを迎えた。 「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、鉄道３社３線	戦略的な更新にも寄与することで、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。 「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、機構は、平成19年の都のまちづくりガイドラインの策定から関与しており、長期的に関与している。機構施行の３地区の土地区画整理事業においては、営業中の鉄道路線を保全しながら各種事業の工事が輻輳する中で、各種調整を実施し、スケジュールを遵守した整備を行うことで、着実に事業を推進している。 このうち品川駅北周辺地区においては、多数の工事が輻輳し、大動脈の鉄道（新幹線・ＪＲ・京急）と隣接する厳しい制約の中、機構が主体となり、国（国道事務所）・都・区・鉄道事業者・インフラ事業者・施工業者等と綿密に工程を調整。線路での分断を改善する東西連絡道路、駅前広場等の計画的な基盤整備を実施した。工事中に出土した「高輪築堤（史跡）」の保存についても、機構の技術的調整により、まちづくりとの両立を実現した。以上により、民間事業者によるオフィス、商業、文化創造施設等の整備と併せ、機構は「国際交流拠点・品川」の形成に大きく貢献した。 「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、計画段階から関	都心の事業のみならず、地方においても、熊本県荒尾市における約 15 年の支援を通じて職員の育成にも貢献した点が評価される。UDC信州のように、大学や研究機関も巻き込んだ公民学連携の事例が増えることを期待したい。 ・困難度「高」である項目において、定量目標の計画値を超えるだけでなく、長期継続的な関係者間の調整や、地域の価値向上等に寄与し、目標を達成していると認められる。 ・重要度・困難度ともに高の本項目について、定量的目標の達成率が目標を上回っており、大都市においても、地方においても、多様な関係者の意見調整を長期にわたり実施した上で都市の再生・エリア全体の価値向上に寄与しており、Ａ評価は妥当と考える。 ・昨年度と比較して新規の事業実績数・コーディネート地区数がいずれも減少している（3→1、35→13）のはやや気になるものの、定量目標であるコーディネート及び事業の実施地区数は目標値である 280 地区に対して実績値は 292 地区と 100%を超えており、困難度も高い項目であることからＡ評価で問題ないと考える。 ・品川駅北周辺地区や広町二丁目地区、九大箱崎南地区など、大都市における国際競争力と魅力を高める都市の再生においてＵＲの果たしている実績は高く評価できる。また、地方都市等における地域経済の活性化とコンパクトシティの実現に対するＵＲの実績も基本的には高く評価できる。ただし、ＵＲの主たる役割である区画整理事業のような基盤整備と空間づくりにおいて、実際にＵＲが整備した地区でどのような土地利用が発現し、どのような効果をもたらしているのかは、特に民間活力が大都市ほどには期待できない地方都市においては極めて重要であるため、コーディネート業務の結果の１つである策定された計画や事業の整備が終わった後も、継続的にモニタリングを行うことによって、計画や事業のアウトカムである地域経済や活力の向上に

					が乗り入れる大井町駅前のＪＲ東日本社宅跡地・品川区役所を含む約６ha の区域で、土地区画整理事業を施行者として実施し、令和８年３月に先行する OIMACHI TRACKS が開業した。 また、地区に隣接する品川区役所が当地区内に移転するための新庁舎建築工事が令和７年 10 月に着工した。 「九大箱崎南地区（福岡県福岡市）」においては、令和８年３月に、跡地利用を担う民間事業者を決定（宅地利用の優先交渉権者である民間事業者及び福岡市・九州大学との間で事業協定を締結）した。 また、道路等の都市基盤の整備を行い、令和７年３月の下水道幹線の整備完了に引き続き、令和７年 12 月に地区の骨格となる２つの都市計画道路の整備を完了し、供用を開始したほか、令和８年２月には地下鉄駅出入口を新設した。	与し、区の駅周辺地域まちづくり方針策定支援等を通じて、周辺市街地との一体化を推進した。土地区画整理事業の施行者として、区画道路、駅前広場、高低差に対応した歩行者デッキ等の基盤整備を実施し、大井町駅からバリアフリーで周辺市街地へのアクセスが可能となった。事業認可から３年 10 か月で、広域品川圏のグローバルビジネスを支える都市機能の一翼となる OIMACHI TRACKS の先行開業に貢献した。地域にも開かれた緑豊かな広場は、3,000 人収容の広域避難場所の機能を有し、地域の防災性向上にも寄与した。 「九大箱崎南地区（福岡県福岡市）」においては、計画初期段階から九州大学とともに福岡市と相互に連携・協力し、市のスマートシティ構想や大学の歴史継承、みどり創出等の実現に向けて、事業を推進した。一体的・長期的な土地利用を担う民間事業者の確保のため、コロナ禍で将来需要の見極めが困難な状況下においても、機構主体で民間サウンディングを重ね、民間の創意工夫を引き出す条件を整理し、大学と共同で公募を実施し、優先交渉権者を決定した。優先交渉権者決定以降は、約２年間にわたり、民間事業者及び福岡市・九州大学との間に立ち、民間提案がまちづくりの理念と整合する計画となるよう誘導した。 また、道路・下水道等複数の工事が輻輳する中、新たなまちの骨格となり、広大な跡地利用を担う民間事業者の参加意欲を高める都市	どれだけ貢献できたかの検証を行うことが強く望まれる。 ・特に地方都市の再生では、大きな枠組みとして人口減少・高齢化、地域活力の衰退のように多くの都市で共通するものがある一方で、課題の詳細は都市や地域によって異なり、ＵＲに求められるコーディネート業務においても、事業や計画のほか、仕組みづくりや啓発活動など多種多様な方策が考えられるが、こうした業務でまず求められるのは経験値の豊かさではないかと思われる。したがって、業務担当には、そうした能力に優れた多くの経験を有するベテラン職員と若手職員を組み合わせて配置することで、ＵＲ内でのノウハウの継承を図ることが重要であると考える。 ・虎ノ門地区におけるイノベーションの創出や信州まちづくりデザインスクールの運営支援など、ＵＲが人材の育成事業に積極的に関わることは、ＵＲの今後を考えるに当たって非常に重要な視点であると思う。試みの継続や水平展開を期待したい。

					「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、Food α の取組の一つとして、スタートアップ企業を招いた試食・交流イベントを開催した。地元飲食店 12 店舗で新メニューの開発・提供につながった。 また、令和７年８月に東京都の「グローバルイノベーションに挑戦するクラスター創成事業」に採択された。	基盤の整備を推進し、民間事業者による「日本最大級のスマートシティ」実現（令和 10 年度まちびらき予定）に道筋をつける役割を担った。 「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」は、国際ビジネス・交流拠点形成が進む中、継続的関与でエリアを熟知する機構が中小ビル街区に着目した。「食」をテーマに社会課題解決に挑戦する多様なプレイヤーの集積・交流促進を図り、イノベーション創出をまちぐるみで育む協働の枠組み Food α を、令和６年度に民間事業者４社と共に立上げた。 また、地域活動拠点を設置し、仮説検証を継続的に実施している。これらの「まちづくりの中でのイノベーション創出」の取組が高く評価され、「グローバルイノベーションに挑戦するクラスター創成事業」の採択につながった。 ②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 これまでに培ってきた支援実績やノウハウを活かし、多種多様な相談・課題に対し、地域の実情に応じて対応した結果、事業化、計画策定及び体制構築のコーディネート効果が 25 件発現するに至った。 「荒尾駅周辺拠点地区（熊本県荒尾市）」においては、立地適正化計画の策定段階から関与し、賑わい創出拠点となる競馬場跡地での土地区画整理事業の受託まで、約 15 年にわたり一体的に支援した。	

						土地区画整理事業を円滑に進め、換地処分、事業完了に至ったほか、機構の跡地活用ノウハウを活かし、大型スーパー・宿泊施設等の利便施設を誘致した。 また、荒尾駅周辺では、駅前空間での社会実験を重ね、機構は効果検証等を支援した。期間中の駅利用者の増加（約２割）等、効果が確認されたことで機運が高まり、「駅前利活用検討会」の設立につながるなど、今後の持続性も見据えた支援を展開している。 これらの機構の取組に対し、市長より「ＵＲとのパートナーシップがなければ成しえなかった」との高い評価をいただいた。 長野県においては、ＵＤＣ信州の「まちづくりデザインスクール」の開校の企画段階から支援した。具体的には、機構による講義と、防災公園整備（東京都豊島区）、密集市街地整備（東京都中野区）、地域活性化（栃木県鹿沼市）の各現場において、区市担当者から事業化に至る背景、企画立案プロセス、公共団体の役割等の説明を受け、学び・気づきを得る場を提供した。参加者からは「講義はとても刺激を受けた。中身が濃く熱量に圧倒された。」等の声があった。 また、スクールの閉校後、参加者は自ら組み立てたプロジェクトの庁内提案等実施に向けて行動している。 機構は、このような取組の支援を通じ、県が目指す地域特性を活かした魅力的なまちづくりの推進に寄与している。	
	②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等の多様な主体と連携して、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。 このため、機構は、各地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化、担い手の育成・体制構築等に係るコーディネート及び都市再生事業を通じて地方公共団体等を支援すること。	②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。 その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、広域的な視点からまちづくりを推進する。 このため、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、地域経済の好循環につながる担い手の育成・体制構築等に係るコーディネートを実施する。さらに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を行い、中心駅周辺	②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。 その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等とのパートナーシップの下、観光・産業・雇用・子育て・福祉・環境等地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、広域的な視点からまちづくりを推進する。 このため、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、地域経済の好循環につながる担い手の育成・体制構築等に係るコーディネートを実施する。さらに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を行い、中心		②　地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 まちづくりのノウハウや人材不足等の課題に直面する全国の地方公共団体に対して、機構が培ってきた多様なニーズに対応するノウハウを活かし、構想・計画策定から事業化、まちづくり組織の組成や社会実験の実施等による体制構築支援に至るまで、地域に即した支援を実施した。 具体事例は以下のとおり。 「荒尾駅周辺拠点地区（熊本県荒尾市）」においては、市の目指す「スマートコンパクトシティ」への転換に向け、市施行の土地区画整理事業の一部を受託し、令和７年 10 月に換地処分公告、令和８年３月に事業完了を迎えた。 また、人の流れや賑わいを荒尾駅周辺へと広げ、ウォーカブルで人が中心となる駅前空間を目指すため、地域プレイヤーとも連携。機構が支援した社会実験等の結果、令和７年 10 月「駅前利活用検討会」設立につながった。 長野県においては、ＵＤＣ信州における初の取組として、令和７年７月から８月にかけ、県下市町の職員が参加する「まちづくりデザインスクール」を開校し、県下 16 市町 18 名が参加した。		

		における拠点の再生、近隣生活圏の核となるコミュニティ空間の整備を推進する。	駅周辺における拠点の再生、近隣生活圏の核となるコミュニティ空間の整備を推進する。		「南砺市井波地区(富山県南砺市)」においては、地域のマスタープラン策定や具体の事業推進のための体制構築を支援し、令和８年２月にエリアプラットフォーム「井波まちなか会議」が設立された。 「津市大門・丸之内地区（三重県津市)」においては、市が掲げる「津市大門・丸之内地区未来ビジョン」の実現に向け、具体的な行動指針（アクションプラン）の策定を支援した。機構が支援する社会実験を契機に、道路・公園空間での社会実験をきっかけに、地元発意の小さな取組を議論する場が設置された。	「南砺市井波地区（富山県南砺市)」においては、大規模工場跡地の風景や建物を活かしながら新たな産業拠点の創出を目指す公民連携の取組について、実現性を高める助言等の支援を実施しており、令和７年度は、公民連携による地域資源活用に向けた地域のマスタープラン策定や具体の事業推進のためのエリアプラットフォームの設立を支援した。 また、大規模工場跡地等の再生事業を実施するまちづくり会社の組成への道筋をつけ、地域の新たな産業・雇用を生み出す環境整備の推進に寄与している。 「津市大門・丸之内地区（三重県津市)」においては、令和５年３月に策定された「津市大門・丸之内地区未来ビジョン」の実現に向け、スモールスタートの考え方や進め方を共有・試行した。令和７年度には、道路や公園等の公共空間を活用し、地元の声を取り入れた社会実験を実施し、これを契機とした地元発意で取組に関する議論の場が生まれることにつながった。	
	③　防災性向上による安全・安心なまちづくり 自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、防災性向上によ	③　防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築	③　防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築		③　防災性向上による安全･安心なまちづくり 防災に対する社会的関心の高まりに対応し、機構がこれまでの災害復旧･復興支援を通して蓄積したノウハウを結集し、密集市街地の整備改善、津波防災まちづくり、防災公園整備、都市における防災・減災対策を推進した。 密集市街地においては、地方公共団体の要請を受け、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道	③　防災性向上による安全・安心な　まちづくり 防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、不燃化に係る地方公共団体等における計画策定支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得を通じた老朽木造建物の更新や主要生活道路拡幅等の防災性向上に資する事業を推進した。 また、地域防災力向上を目的と	

	る安全・安心なまちづくりを進めることが引き続き必要である。 　このため、機構は、防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、密集市街地の整備改善、防災公園等の整備、老朽化マンション等の再生、災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、地方公共団体等の計画策定等に係る支援を通じて南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。	物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。 　密集市街地の整備改善に当たっては、地方公共団体等における計画策定や地元組織への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、地域防災力の向上、住環境の向上等も含めた総合的な取組を推進する。 　また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験及びノウハウを活用し、防災に関する計画策定等に係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。 　マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。	物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。 　密集市街地の整備改善に当たっては、地方公共団体等における計画策定や地元組織への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、地域防災力の向上、住環境の向上等も含めた総合的な取組を推進する。 　また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験及びノウハウを活用し、防災に関する計画策定等に係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。 　マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。		路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した密集市街地の整備改善を推進した。令和７年度には全国 84 地区にて事業を実施した。 　また、住民の防災意識醸成を図るイベント等のソフト支援を実施した。 　南海トラフ地震対策等の津波防災まちづくりの推進が求められている地域においては、令和７年度は徳島県や高知県においてハード面やソフト面での各種支援を実施した。 　具体事例は以下のとおり。 　「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」においては、相互に隣接する９件（計 947 ㎡）の土地を取得し、特定整備路線（補助 29 号線）用地として令和６年２月に東京都へ譲渡し、福祉施設用地として令和７年 12 月に品川区へ譲渡した。 　「渋谷区本町地区（東京都渋谷区）」においては、令和６年６月に機構保有地を活用し、「ぼうさいえん（防災×菜園）」を整備。令和７年度は、ＮＰＯ団体との協力により防災イベントを開催した。 　高知県においては、機構の支援により、宿毛市が事前復興まちづくり計画を令和８年３月に策定した。 　また、高知市及び四万十市に	したソフト支援も実施し、ハード整備で終わらないまちづくりを推進した。 　南海トラフ地震による津波被害が想定される地域では、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、津波防災まちづくりの支援を推進した。 　これらの結果、84 地区において安全・安心なまちづくりを実施し、都市の防災性向上に貢献した。 　「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」は、都内で火災危険度が最も高い地域を含む地区であり、機構は所有者と約４年（令和２～６年）にわたり丁寧かつ粘り強い交渉を続けたことで、相互に隣接する９件（計 947 ㎡）の土地を取得することができた。これにより、土地上の老朽木造建物 10 棟の除却と４件の無接道敷地を解消した上で、取得した土地を道路用地及び地域が求める福祉施設用地として譲渡し、不燃化を推進した。 　「渋谷区本町地区（東京都渋谷区）」においては、機構は地区内の保有地を活用し、主体的に防災イベント等の企画・提案し、防災性・地域価値向上の実証を行っている。令和７年度は、ＮＰＯ団体との協力により、“普段話さないおとなりさんと顔見知りになれる日”をテーマにしたイベントや菜園の植え替えや、倉庫内のアウトドア用品を利用した防災備蓄食料の試食体験等を実施する「本町防災ラン	

					て、津波被害を想定した事前復興まちづくり計画策定に関する支援を新たに開始した。	チ」を開催した。 　これらを通じて、地域の関係構築と防災意識の向上に寄与した。 　東日本大震災や能登半島地震における復興まちづくり支援等で培ってきた経験・ノウハウを活かし、南海トラフ地震で被害が想定される地域において津波防災まちづくり支援を着実に推進。高知県では県内各市町に計画策定を推奨しており、これまで２市町の支援を実施。令和７年度から新たに高知市及び四万十市において支援を開始した。四万十市では、市職員を対象に実施した勉強会・現地視察会において、東日本大震災の復興支援や能登半島地震の初動対応の経験を生かしたプログラムを提供した。参加者からは「東日本大震災や能登地震の復興現場での話は実感がこもっており、非常に参考になった」という声があり、計画策定に向けた職員の意識向上に寄与した。 　以上により、重要度・困難度「高」の本項目において、定量目標の計画を超える地区に関与するとともに、「国際交流拠点・品川」の形成等、質的にも大きな成果をあげていることから、A評定とする。	
		これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施する。	これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和６年度中に 280 地区においてコーディネート及び事業を実施する。				

４．その他参考情報
２．主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に１．１倍以上の乖離がある理由は、直接建設費等業務経費の不用に伴う支出減によるものである。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１－（２）	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　政策的意義の高い都市再生等の推進 （２）都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標１２：国際協力、連携等の推進 施策目標４３：国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第２項第 10 号等
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
予算額（百万円）	107,646	114,902	－	－	－
決算額（百万円）	98,226	96,316	－	－	－
経常費用（百万円）	211,694	96,259	－	－	－
経常利益（百万円）	2,485	18,136	－	－	－
行政コスト（百万円）	211,835	101,084	－	－	－
従事人員数（人）	37	36	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）都市開発の海外展開支援 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、海外の都市開発事業における案件形成の川上段階から積極的に関与し、相手国のニーズを踏まえながら、戦略的に我が国事業者の参入促進を図ることが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・民間企業単独での参入が困難な案件について、関係府省、政府機関、我が国事業者と相互に連携し、現地及び国内での情報収集体制・機能の強化等を図りながら、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託や、我が国事業者の参入が見込まれる事業のフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を行うこと。 ・我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務を強化し、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげるこ	**（２）都市開発の海外展開支援** 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第６条に規定する業務について、同法第３条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。 具体的には、案件発掘を強力に推進するため、関係機関等との連携や情報収集機能の強化、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託や我が国事業者の参入に向けたフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を実施する。 また、我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務の強化により、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげる。 そのほか、我が国事業者の海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。 加えて、上記各取組に必要な人材の確保・育成を図ると	**（２）都市開発の海外展開支援** 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）第６条に規定する業務について、同法第３条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。 具体的には、案件発掘を強力に推進するため、関係機関等との連携や情報収集機能の強化、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託及び過年度より履行中の受託業務の着実な実施、我が国事業者の参入に向けたフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を実施する。 また、我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務の強化により、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげる。 そのほか、我が国事業者の海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。 加えて、上記各取組に必要な人材の確保・育成を図ると	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・機構が海外の政府機関等から都市開発の計画策定業務等に係る契約を締結した件数 ・機構によるコーディネート業務を行った結果参入した我が国事業者による海外都市開発の進出件数 ・海外の都市開発事業への参入の促進を図るため、機構が我が国事業者に対してコーディネート業務により支援した件数 ＜評価の視点＞ ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、関係機関等との連携や相手国機関からの業務受託等により案件発掘を強化するとともに、我が国事業者の事業化に資するコーディネート業務を推進しているか。	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・機構が海外の政府機関等から都市開発の計画策定業務等に係る契約を締結した件数 ６件 ・機構によるコーディネート業務を行った結果参入した我が国事業者による海外都市開発の進出件数 １件 ・海外の都市開発事業への参入の促進を図るため、機構が我が国事業者に対してコーディネート業務により支援した件数 110 件 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、国土交通省や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）、株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構等の国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進め、日本企業の関心の高いアジア・豪州を中心に、公共交通指向型開発（以下「ＴＯＤ」という。）等の都市開発や住宅開発について、相手国政府・民間企業等への技術支援や日本企業への進出支援を実施した。 一般社団法人海外エコシティ	＜評価と根拠＞1－1－（2） 評定：Ｓ ＜評価の概要＞ 海外事務所３か所の設置による現地政府機関・民間企業との人的ネットワークの構築をはじめ、海外のフォーラムでのプレゼンテーションの実施、関係者来日時の視察・説明など様々な機会を通じて、機構の現地における理解や信頼・信用を築いたことが奏功し、①日本企業の海外進出に寄与する業務をこれまで最多の６件受託し、②海外インフラ展開法が目的とする日本企業の海外進出の実績を初めて達成した。 加えて、③経済成長が著しいインドにおいて初の覚書交換を実現したことなど、機構の事業組成ノウハウを活かした日本企業の進出支援が実を結び始めており、今後の更なる展開が期待できる顕著な成果を挙げたことを総合的に勘案し、Ｓ評定とする。 ①については、海外の都市開発プロジェクトへの日本企業の誘致業務や、現地デベロッパーが行うＴＯＤの計画策定業務など、海外の政府機関・民間企業と計６件の受託契約を締結した。 ②については、インドネシア・ジャカルタ中心部の交通結節点において、機構は日本での経験を踏まえ、ＴＯＤの構想案を提示するとともに、関係者が一堂で議論する検討会を鉄道公社と共同開催し合	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を上回っていると認められる。 機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。 ・インドネシアでは、ジャカルタ都心部のドゥクアタス地区で、都市高速鉄道公社合同での歩行者デッキの整備検討会を開催し、本デッキ検討に伴う基本設計業務について日本企業の海外都市開発の進出１件につなげた。また、ジャカルタ郊外部のニュータウン計画策定に関する業務を１件、ジャカルタ中心部駅前ＴＯＤへの日本企業の誘致業務を１件受託した。 ・オーストラリアのシドニーでは西シドニー新空港開発に関する日本企業誘致イベントを１件受託。また住宅・都市開発における案件形成に向け、日本企業紹介業務を２件受託した。 ・タイではチュラロンコン大学と日本の容積緩和の仕組みや活用事例を提供、住宅開発の実現性検証に係る業務を１件受託した。また、タイの政府機関、民間デベロッパーとの関係構築に努めた。 ・インドでは、政府系機関及び現地民間デベロッパーとの関係を構築し、ムンバイ近郊の再開発プロジェクト協力に関する覚書を現地公社と締結した。 ・日本企業の海外都市開発事業参入のためのコーディネート業務については、J-CODE での活動やインド現地調査を行い 110 件の支援を実施した。

	と。 ・業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。	ともに、海外展開支援業務のビジネスモデルを早期に構築する。	ともに、海外展開支援業務のビジネスモデルの構築に向け、民間事業者と共同した業務受託など、様々な収入獲得方策を試行する。		プロジェクト協議会（以下、「J-CODE」という。）の事務局として、会員企業に対して開発案件の調査やセミナー(10 回実施)、国別ワーキング､会員同士の情報交換を促進するための全体交流会(84 名参加)等のコーディネートを行った。また、会員企業の関心の高いインドにおいて､進出の足がかりとなることを目的として現地調査を実施し、会員企業 15 社が参加した。ムンバイ・アーメダバードの２都市を訪問し､現地デベロッパーや政府機関との意見交換や、都市開発案件・建設中の高速鉄道駅周辺の視察等を実施した。 上記により、J-CODE では会員及びワーキングにより 95 件（延べ企業数)、インド現地調査により 15 件（企業数）の支援（有償によるもの）を実施した。 具体的な事例は以下のとおり。 【インドネシア】 インドネシアでは､ジャカルタ首都圏の国鉄や地下鉄駅周辺に	意形成を牽引した。計画実現機運が高まり、公社が発注する基本設計業務を、機構が支援した日本企業を含むＪＶが受注した。機構のコーディネートによる海外都市開発への日本企業の進出を初めて実現した。 ③については、J-CODE 事務局として、会員企業へ各国の案件情報を共有した。 特に、関心が高いインドでの現地調査を機構が企画し、現地政府や企業との接点を創出した。ムンバイ近郊のエネルギー公社と再開発プロジェクトへの協力に関する覚書を交換し、当該プロジェクトの情報を日本企業に提供した。 J-CODE インド現地調査の実施に当たっては、事務局として事前現地調査を実施し、日本企業からの投資に関心を持つ現地訪問先を選定した。 その事前調査結果を会員へ提供し、調査本番でスムーズな議論ができるように準備を行った。調査本番では、先方都合による予定変更や交通事情による行程変更などに柔軟に対応し、滞りなく調査を完了した。調査実施後には全会員を対象に報告会を開催して調査結果を提供した。参加した企業からは、個社ではアプローチが難しい現地企業・機関との面談機会が有意義だったと評価の声を受領した。 ＜具体的な事例・評価＞ 【インドネシア】 ドゥクアタス地区については、検討会の開催に先立ち、日本側参	これらを踏まえ、令和７年度における所期の目標を上回っていること、現地政府機関・民間企業と関係構築し、日本企業の海外進出に寄与する都市開発の計画策定業務等に係る契約を６件受託、機構によるコーディネート業務を行った結果参入した日本企業の海外都市開発の進出を１件実現したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は５名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・国内で蓄積してきたＴＯＤや合意形成の知見を活かし、海外都市開発が実を結んでいることは意義深い。基盤作りや基盤固めの段階にある取組も多数あることから、今後の事業展開、日本企業の具体的な成果につながることを期待している。 ・長年をかけて現地におけるＵＲの信頼を構築したこと、日本企業の誘致業務など６件の受託契約を締結したことは評価できる。また、初めて日本企業の海外進出に結びついたこともすばらしい。今後は、日本企業が海外で稼げるフェーズに移行することを期待したい。 ・日本企業の参入達成や、この１年での機構の受託件数については大いに評価でき、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。一方、日本の中小企業の参入は滞っており、質的に顕著な成果が得られているとまでは言えないのではないか。 ・海外での都市開発への日本企業の進出を初めて実現するなど、今後のさらなる成果も期待され、中期計画における所期の目標を上回る成果を得ていると考える。他方、海外の都市開発事業への貢献及び日本企業の参入本格化は始まった段階とも考えられることから、A 評価が妥当と考える。

					おけるＴＯＤの推進に向け、現地公社と令和４年１月に覚書を交換（令和６年１月更新）し、ジャカルタ都市高速鉄道公社（以下「MRTJ」という。）と令和５年７月に覚書を交換し、支援を行っている。 MRTJ は、ジャカルタ中心部の主要な交通結節点であるドゥクアタス地区において、道路及び河川により歩行者動線が分断されている４つのエリアをつなぐ歩行者デッキの整備を検討しており、機構は令和５年より歩行者デッキの実現に向けて技術的支援を実施してきた。地区周辺では日本企業が開発を検討しており、当地区の歩行者デッキ整備の実現を期待している。機構は当地区の課題を解決するため、①分断された複数の駅をつなぎ、商業機能も備えた円形の歩行者デッキ案をＴＯＤ構想として MRTJ へ提案②日本国内での都市再生事業での関係者間調整の経験を踏まえ、関係者が一堂で議論する検討会の設置を提案。関係者間調整の結果、令和７年９月に機構と MRTJ の共同事務局により、第１回日・インドネシア合同歩行者デッキ整備検討会を開催した。③前述の①②と並行して、本プロジェクトの情報を J-CODE を通して日本企業に提供した。検討会では、歩行者デッキの重要性について関係者間で共有され、実現に向けて両国関係者による更なる検討を行うことで意見の一致をみることができた。検討会によりインドネシア側の検討が加速し、州知事の支持も得たことから、令和７年	加者との日本部会を開催し、事前に情報を共有した上で合同検討会を開催した。 また、当地区の状況について J-CODE 会員へ情報提供を行った。合同検討会には、インドネシア側からは議長となるジャカルタ特別州政府のほか、中央政府、鉄道会社、道路管理者、河川管理者等、日本側からは国土交通省、JICA、日本大使館及び周辺での不動産事業に関係する日本企業等が参加した。合同検討会で挙げられた課題について、機構は継続検討し、MRTJ が進める基本設計へ反映させるべく MRTJ へ検討結果を共有した。当地区での機構の継続的な支援に関し、令和７年 12 月に開催したＴＯＤフォーラムにおいて、MRTJ のトゥヒヤット社長から、ドゥクアタス地区について機構から歩行者デッキ整備の提案があり、州知事が整備の推進を決定したと紹介されている。	・令和７年度ＵＲが達成した海外の政府機関や現地企業との契約件数６件については評価できるものの、現地企業との契約はこれまで関係を深めてきた地区における派生案件のように見受けられる。 ・ジャカルタにおいて機構の継続的な試みもあって、現地公社の入札に日本企業２件が参加し、うち１件が受注につながったことは、ＵＲの日本企業による海外へのインフラ展開にとってもブレークスルーであると高く評価できる。その一方で、１件のブレークスルー案件をもってＳ評価とするのもいささか抵抗があることから、今年度はＡ評価とし、来年度以降もこうした傾向が継続するようであればその段階で、又は中期期間全体を評価する際に、Ｓ評価を検討するのが妥当ではないかと考える。 ・人的リソースが限られていることから、要請ベースで全ての案件に対応することは難しいと考えられる。当面は既存案件の継続で対応できるが、大規模事業の終了後を見据え、中長期的な案件形成・支援方針に関する戦略を検討しておく必要があるのではないか。

					10 月に MRTJ は基本設計を発注、機構が日本企業への情報提供を行っていたことにより、令和７年 12 月に日本企業がＪＶの一員として MRTJ が発注した基本設計業務に参画した。 令和３年度から継続的に支援を行ってきた現地公社から、令和７年８月にジャカルタ中心部駅前ＴＯＤへの日本企業の誘致業務を受託した。J-CODE のセミナーや個別面談にて案件への意見、投資意向の有無をヒアリングし、日本企業約 30 社の意見及び進出意向を確認した。日本企業から聴取した意向をもとに機構から現地公社へ進出条件の提案等を行い、継続的に支援を実施している。 現地事務所の活動で接点を持った現地民間デベロッパーより、機構の大規模開発の知見を期待され、令和７年８月にジャカルタ郊外部の約 500ha の公共交通の利用を想定したニュータウンの計画策定に係る業務を受託した。公共交通ネットワークを前提とした土地利用計画・交通計画の検討を推進しており、将来的に日本企業の進出につなげることを企図している。 令和７年 12 月、交通渋滞等の都市課題解決の方策としてＴＯＤの重要性と日本の知見を広めるべく、ジャカルタにて、国土交通省とＴＯＤフォーラムを共催した。インドネシア政府次官、ジャカルタ州政府長官、MRTJ 社長等を含む両国の政府・企業関係者約 190 人が出席し、インドネシア側参加者からは持続可能な都市	大規模郊外型ＴＯＤに係る計画策定業務について、先方へ機構のＴＯＤ実績や計画作成から事業実施に至るまでの技術力を説明し、高い評価・期待を獲得したことが業務受託につながった。 ＴＯＤフォーラムでは、会場の一角に展示ブースを設け、ドゥクアタス地区の歩行者デッキの模型展示やインドネシアで都市・住宅開発を実施中の日本企業のＴＯＤプロジェクト等を紹介し、立ち寄った来場者への説明を行うなど、両国関係者間の交流を深めることができた。	

					づくりに向けて日本のＴＯＤ知見に対する強い関心が示され、ＴＯＤ促進に向けて両国の協力関係を強化することを確認した。 【オーストラリア】 オーストラリアでは、平成 30 年度にニューサウスウェールズ州政府と西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）の開発支援に係る覚書を交換し、計画調整を担う州政府傘下のブラッドフィールド開発公社（以下「ＢＤＡ」という。）に対して支援を続けてきた。 これまでの継続的な支援により、現地機関からの機構の認知度・評価が高まっていることや、機構の持つ住宅･ＴＯＤ等のノウハウや日本企業とのネットワークへの期待から、令和７年５月にニューサウスウェールズ州と新たに州全域を対象として住宅やＴＯＤ等についての協力に関する覚書を交換した。現地における深刻な住宅不足解消のため、住宅分野等での連携を強化し、日本の知見共有や案件形成を通して、日本企業の進出につなげることを企図している。 令和７年６月にＢＤＡから西シドニー新空港周辺の新都市開発についての認知向上･新規参入誘致業務を受託し、令和７年 11 月に州政府が主催した日本企業向け現地説明会の企画、参加者募集を支援した。機構のネットワークを活かして投資や入居の可能性のある業種へ幅広く呼びかけた結果、71 社 103 名が参加した。	【オーストラリア】 ニューサウスウェールズ州へは、平成 30 年度の覚書交換以降、西シドニー新空港周辺都市開発の実現に向けた技術協力を継続し、機構の都市開発や住宅にかかる知見･ノウハウを紹介してきた。そのような長期間の取組により信頼を獲得したことが新たな覚書の交換につながった。 西シドニー新空港周辺の新都市開発については、これまでに機構が実施した日本企業向け現地セミナーやウェブセミナー等への評価が新たな業務受託につながった。 ＢＤＡからは機構による企画及び運営面での支援への感謝と継続協力の依頼のメッセージを受領している。	

					事後アンケートで関心があると答えた21社へ、ＢＤＡと連携して個別に意向聴取を実施するなど、日本企業の進出意欲向上に寄与した。 シドニーでは住宅不足を背景に賃貸住宅開発が活発化しており、令和７年６月に、現地住宅開発への日本企業参画支援を目的とし、現地デベロッパーから日本企業紹介業務を受託した。不動産デベロッパーを中心に日本企業紹介を行っている。 令和７年12月に、現地での住宅・都市開発における日本企業の出資案件形成に向けて、現地コンサルタントと日本企業紹介業務を契約した。不動産デベロッパー・ハウスメーカー等の日本企業複数社を対象に案件への意向を聴取した結果、一部の企業については契約先との個別面談にまで進捗した。 日本企業とのネットワークを活用し、複数の企業をそれぞれの契約相手方に紹介し、日本企業進出の支援を行っている。 【タイ】 タイでは、令和６年度にＴＯＤ等の都市開発推進に係る覚書を交換したチュラロンコン大学（ＣＵ※タイで最初の高等教育機関として1917年に設立された国立総合大学であり、アジアでもトップランクの研究機関）建築学部と令和７年８月にバンコクにおいて「アーバンレジリエンス」をテーマにしたフォーラムを共同で開催し、日タイ両国から官民学約230名が参加、タイの都市が直面	現地イベントへの参加や登壇などで現地民間企業等との接点をもつ機会を増やしたことで、現地でのネットワークを拡充し、相手方のニーズを適切に把握した。機構の国内での業務実績や強みである日本企業とのネットワークを紹介し、提供可能なサービスを積極的に提案したことにより、現地民間企業と新たな関係構築ができ、民間企業との２件の業務受託につながった。 【タイ】 ＣＵと共催したフォーラムでは、日タイ両国の関係機関や専門家が一堂に会し、官民学の多角的な視点で都市のレジリエンスに関する先進的な取組や、今後の都市づくりの方向性について議論を深めることができ、タイにおける都市課題の解決に向けた取組を両国関係者へ広く周知し、活動をさらに前進させることに寄与した。 ＣＵとの共同研究においては、タイが直面する課題とＣＵの既往	

					する複雑な都市課題を解決するための考え方や具体的な方法等について活発な議論が交わされた。 　また、ＣＵとの共同研究の一環で、バンコクにおける住宅不足や地価高騰等の都市課題解消に向けて、ＣＵから支援業務を受託した。受託業務では、日本の容積率緩和の仕組みや活用事例の提供、タイにおける住宅開発の実現性検証に係る助言を実施している。令和７年 11 月にＣＵが開催した「HOUSING FOR ALL Forum」においても、住宅地開発に係る日本の事例や成功に導くための知見を紹介し、参加したタイの行政機関や民間企業から住宅地開発において多数の関係者を調整する機構のノウハウについて特に関心が寄せられた。 　令和６年度にミニッツを交換したタイ国鉄資産管理会社とクルンテープ･アピワット中央駅周辺地区（以下「バンスー地区」という。）での都市開発の事業化に向けた進め方についての協議を推進している。 【インド】 　人口増加や経済成長が著しく日本企業が高い関心を持つインドにおいて、JICA 長期専門家派遣やムンバイを中心に現地政府系機関等と継続的な関係構築に取り組むとともに、新規のネットワーク構築を行った。 　マハラシュトラ州でスラム再開発やアフォーダブル住宅整備を行うマハプリット公社から機構が持つ再開発の知見や日本企	研究による仮説を基に日本のこれまでの経験やノウハウを照らし合わせることで、計画の実現性を高めるよう努めた。 　ＣＵからは、機構が有する豊富な経験への期待とともに、長期的な連携強化により、持続可能で包摂的な都市づくりを推進したい旨のメッセージを受領した。 【インド】 　J-CODE インド現地調査により関係構築したムンバイの民間デベロッパーと継続的な協力関係を築いている。加えて、これまで訪れたことのない都市を対象に新規ネットワーク構築を積極的に行った。その結果、マハラシュトラ州やカルナータカ州で複数の政府系機関や民間企業から協力関係構築の申出や日本企業進出の協力依頼といった現地のニーズを発掘することが	

					業とのネットワークに対して関心が示された。令和７年10月にマハプリット公社とインドで初となる、ムンバイ近郊のタネ市再開発プロジェクトへの協力に関する覚書を交換した。現地の住宅不足解消やスラム解消等の社会課題の解決を目指して連携・協力するとともに、日本企業への案件紹介を通じた日本企業の参画を支援している。 【JICAとの連携】 JICA とは、令和３年度に交換した覚書に基づき、ＴＯＤの海外展開に向けた共同検討や、JICAが行う川上段階でのマスタープラン策定などを日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。 具体的には、インドネシアのドゥクアタス地区やタイのバンスー地区などにおいて、JICA と協力し事業化検討を進めたほか、インドネシアで２件、インド１件のJICA 技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地にて民間事業者と連携及び役割分担しながら計画策定支援を推進した。令和６年度に民間事業者との共同企業体で受託したインドのムンバイメトロ 11 号線建設事業準備調査では、ＴＯＤ推進にかかる検討を実施し、ムンバイメトロへ提案した。 また、機構は昭和 54 年度からJICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、過年度から引き続きインドネシア、タイ、インドに職員を派遣している。	でき、マハプリット公社とは再開発プロジェクトへの協力に関するＭＯＵ交換に至った。 【JICAとの連携】 JICAとの連携については、JICAのＯＤＡによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援などと、機構による計画策定、コーディネート、日本企業への情報発信機能を組み合わせることにより、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待できる。 また、JICA技術協力プロジェクト等への参画は、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見を提供し、民間事業者と相互補完しつつ業務の効率的な推進に貢献した。 JICA長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。	

					【研修・視察受入れ・情報発信】 機構の海外展開支援に関係する講演・出展や研修、視察案内について、令和７年度は 64 の国と地域に対して 84 回実施した。 海外へ向けた国際会議やセミナー等において講演や出展等を行うとともに、要人・技術者の訪日の機会を活用して機構の事業地区の視察案内を行った。 また、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの研修・視察を積極的に受け入れ、海外の政府機関や事業者等へ事例紹介を行った。JICA 等が実施する研修プログラムにおいて、ＴＯＤ事業や大規模土地利用転換、住宅地開発についてなど、開発途上国が直面する都市課題についての機構や日本の知見を提供した。ウクライナからの視察団に対しては、機構による復興まちづくり支援についての説明を実施した。 情報発信として、機構及び日本の先進的なＴＯＤ紹介ページの内容を拡充したほか、都市再生において重要となる換地、権利変換等について、日本の土地区画整理事業・市街地再開発事業と合わせて紹介するページを新規作成した。 また、タイ語・インドネシア語版のページを拡充・新規開設するとともに、各国で開催したフォーラムや各種セミナー等の機会を活用してＨＰへ誘導した。 これらの海外展開支援に関係する研修・視察の受入れや情報発信等により、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信し	【研修・視察受入れ・情報発信】 海外へ向けたセミナー等での講演・出展については、タイ及びインドネシアにおいて現地で開催されたフォーラムの機会を活用し、現地での機構の活動をアピールすることにより、現地における機構の認知度向上や新たな関係構築、業務受託に繋がるなど成果が出ている。 海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートに現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、各国との関係構築や計画推進に大きく役立てることができた。 また、JICA の研修プログラムは様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に貢献している。 ウクライナ視察団からは、機構が保有する復興まちづくりの知見に期待を寄せられており、被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。 情報発信としては、ＨＰで、都市再生において日本では重要な手法でありながら海外では理解がしづらい換地、権利変換等について、日本の土地区画整理事業・市街地再開発事業と合わせて紹介するページを新たに作成した。 また、海外現地事務所スタッフと協力して現地語版ＨＰを開設した。これにより海外向けＨＰの閲覧数が増え、機構の認知度向上や日本のＴＯＤや都市再生手法への理解を深めることにより、機構に	

					た。	よる更なる支援や日本企業の進出に間接的に寄与した。 以上により、機構に求められる海外の都市開発事業への日本企業の参入の促進に向けて、①日本企業の海外進出に寄与する業務をこれまでで最多の 6 件受託し、②海外インフラ展開法が目的とする日本企業の海外進出の実績を初めて達成した。 加えて、③経済成長が著しいインドにおいて初の覚書交換を実現したことなどを総合的に勘案し、S 評定とする。	

４．その他参考情報
２．主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に１．１倍以上の乖離がある理由は、直接建設費等業務経費の不用に伴う支出減によるものである。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ｉ―２	２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用		
業務に関連する政策・施策	政策目標　１：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標　１：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標　２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標　３：総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標　３：地球環境の保全 施策目標　９：地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標　７：都市再生・地域再生の推進 施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 ＜Ｉ－２－（１）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成＞ 住生活基本計画（全国計画）において、地域の医療福祉拠点化団地数を令和 12 年度に 250 団地とすることが成果指標として掲げられており、すでに形成した団地における質の充実を図りつつ、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することや、人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、居住支援等の取組を強化することが重要であるため。 困難度：「高」 ＜Ｉ－２－（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり＞ 省エネ改修は入居中に住宅内で施工することが多く、それぞれの現場の状況に応じて居住者に十分配慮した施工計画を策定し、居住者の理解を得ながら改修を進めることが必要不可欠であることや、地域の価値・魅力向上に資する施設等の導入に当たり、世帯あたりの購買力が低下する中で地域の価値・魅力向上に資する賃貸施設を業種等のバランスに配慮しつつ誘致する必要があること、また、居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があることから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ＩＤ　003997、004000、004107、007294

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
							「ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用」 ※細分化した項目（１）～（２）の評定の算術平均により算定 （ Ａ４点×１項目×２ ＋Ａ４点×１項目 ）÷（１項目×＋２＋１項目)＝4.0点 ⇒算術平均に最も近い評定は「Ａ」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、Ｓ：５点、Ａ：４点、Ｂ：３点、Ｃ：２点、Ｄ：１点とし、重要度の高い項目については加重を２倍としている。 評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ （１） ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 令和７年度における所期の目標を上回っていること、ＵＲ賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかにくらし続けられるミクストコミュニティの形成を図るための優れた取組を実施していること、こどもつながるサポーターの増員や子育て世帯等向けの優先受付サービスを本格導入するなど子育て世帯が安心して子育てできる住環境の整備を実施していること、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成が着実に進むとともに、地域のニーズに即した住宅セーフティネットの充実を図っていることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 （２） ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり 困難度が「高」である本項目において、令和７年度における所期の目標を達成していること、ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・子育て支援、居住支援協議会等との関係構築のほか、多文化共生など、現代社会が抱える課題に対して積極的な取組を行っている点が評価できる。 ・定量目標達成のほか、居住環境の整備や多文化共生の推進などへの取組を通じて、目標を上回る成果が得られていると認められる。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－（１）	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用 （１）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成		
業務に関連する政策・施策	政策目標１：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標１：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 住生活基本計画（全国計画）において、地域の医療福祉拠点化団地数を令和 12 年度に 250 団地とすることが成果指標として掲げられており、すでに形成した団地における質の充実を図りつつ、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することや、人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、居住支援等の取組を強化することが重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ＩＤ　003997、004000

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度
地域の医療福祉拠点化団地の形成数（計画値）	70 団地程度	－	22 団地	18 団地	－	－	－
地域の医療福祉拠点化団地の形成数（実績値）	－	－	31 団地	23 団地	－	－	－
達成率	－	－	141%	128%	－	－	－
ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数（計画値）	40 件程度	－	14 件	合計 25 件	－	－	－
ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数（実績値）	－	－	21 件	合計 32 件	－	－	－
達成率	－	－	150%	128%	－	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度
予算額（百万円）	526,320	489,074	－	－	－
決算額（百万円）	494,309	497,884	－	－	－
経常費用（百万円）	565,750	581,965	－	－	－
経常利益（百万円）	96,770	83,110	－	－	－
行政コスト（百万円）	676,652	718,486	－	－	－
従事人員数（人）	1,724	1,736	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用 本格的な人口減少・少子高齢化の進展や単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、ＵＲ賃貸住宅に求められる役割も多様化していることから、こうしたニーズを的確に捉え、国民共有の貴重な地域資源であるＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用を促進することにより、社会課題の解決に向け積極的に貢献していく必要がある。 機構がこのような政策的役割を果たすに当たっては、昨今の社会経済情勢を踏まえ、特に、子育て世帯、高齢者等の幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられる住環境を実現し、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築に貢献することで多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与するとともに、ＵＲ賃貸住宅を地域に開かれた資源として活用し、団地を核とした地域の価値・魅力向上を図ることが重要である。 また、高経年化が進むＵＲ賃貸住宅ストックが国民の多	**２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用** ＵＲ賃貸住宅については、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成や社会経済情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、地域に開かれた国民共有の貴重な地域資源として、多様な活用を促進することにより、幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられる住環境を実現するとともに、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築への貢献により多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与し、社会課題の解決に向け積極的に貢献していくことが求められている。 これらの政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向けて、ストック量の適正化に留意しつつ、建替え・長寿命化等のストックの良質化を進め、「ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成」と「ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり」を推進する。	**２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用** ＵＲ賃貸住宅については、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成や社会経済情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、地域に開かれた国民共有の貴重な地域資源として、多様な活用を促進することにより、幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられる住環境を実現するとともに、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築への貢献により多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与し、社会課題の解決に向け積極的に貢献していくことが求められている。 これらの政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向けて、ストック量の適正化に留意しつつ、建替え・長寿命化等のストックの良質化を進め、「ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成」と「ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり」を推進する。	＜主な定量的な指標＞ ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数 22 団地程度 ・ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数 合計 14 件程度 ＜その他の指標＞ ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間等との間で締結した連携協定等の件数 ・子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数 ＜評価の視点＞ ・地域関係者と連携して地域に不足する医療福祉・介護・子育て支援等の施設や包括ケアシステム等の体制を構築・充実させるとともに、地域の人々が交流する環境づくりによりミクストコミュニティを推進しているか。 ・地方公共団体・民間事業者・居住支援団体等との連携による住宅セーフティネットの充実や、様々な入居制度の活用・サービス提供により、幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けら	＜主要な業務実績＞ ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数 23 団地 ・ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数 合計 32 件 ＜その他の指標＞ ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間等との間で締結した連携協定等の件数 134 件 ・子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数 8,409 件	＜評定と根拠＞Ⅰ－２－（１） 評定：Ａ ＜評価の概要＞ 地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、計画値 18 地区を上回る 23 地区の形成をし、達成率は 128%となった。 これは、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものであり、令和７年度末時点での拠点化団地の形成数は全国計 287 団地、令和６年度及び令和７年度での拠点化団地形成数は計 54 団地となった。 ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築（居住支援協議会への加入並びに自立支援スキーム及び家賃補助付きセーフティネット専用住宅等の導入に係る地方公共団体との新たな連携）については、地方公共団体への積極的な働きかけの結果、新規に 11 件の関係構築をすることで、令和６年度末時点 21 件から令和７年度末時点で 32 件となり、計画値 25 件に対して達成率は 128%となった。 これは、居住支援協議会の円滑な加入ができた上（６件）、居住支援協議会未加入の地方公共団	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域関係者への積極的な働きかけ等により、年度計画での目標「新たに 18 団地」に対し、実績値「新たに 23 団地（達成率 128%）」であった。 ・ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数について、地方公共団体への積極的な働きかけ等により、年度計画での目標「25 件」に対し、実績値「32 件（達成率 128%）」であった。 機構は、ＵＲ賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかにくらし続けられるミクストコミュニティの形成を図るため、以下の取組を実施した。 ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間事業者等との連携拡大（令和７年度末現在有効な連携協定数 134 件）を図り、人々の交流を育む環境づくりを行った。 ・地域医療福祉拠点化団地において、地域関係者と連携し、多世代交流や多文化共生等といった地域課題について意見交換・認識共有を行い、各団地の特徴を活かした取組を展開し、「ミクストコミュニティ」の実現に向けた各種施策を実施し、地域の医療福祉拠点化を推進した。 ・ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における住宅セーフティネットの充実を図るため、地域のニーズを探り、機構が支援可能な方策を検討するなどして、地方公共団体に積極的に働きかけを行い、居住支援協議会等との関係を構築し、地域と連携した住宅セーフティネットの充

	様なニーズや政策的要請に応え、将来にわたって政策的役割を果たしていくためには、ストック量の適正化に留意しつつ建替え・長寿命化等のストックの活用と再生に向けた戦略的な投資を促進し、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組を進めていくことも重要である。 機構は、これらの目的を達成するため、地方公共団体等の地域の関係者との連携を一層強化しつつ、ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成及びストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりの推進に取り組むこと。			れる住宅提供を推進しているか。		体も含め、自立支援スキームに係る地方公共団体等との連携（３件）、家賃補助付きセーフティネット専用住宅に係る地方公共団体からの新たな要請（２件）が図られた結果によるものである。 このほか、地方公共団体・大学・民間等と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりや、地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図った。 子育て世帯に対するサポートとして、近居促進制度や子育て割をはじめとする家賃減額等を実施した。令和６年度に、一部のＵＲ賃貸住宅において、入居を希望する子育て世帯・若者夫婦世帯を対象に、空室情報提供サービス及び申込優先受付を導入し、令和７年６月からは全国 73 団地約 72,000 戸へ対象エリアを拡大した。 そのほか、子育てしやすい住環境の整備のため、子育て世帯向けのイベントや情報発信等を行う「こどもつながるサポーター」を令和７年度に新たに２エリア追加し、計７エリア 31 団地で活動しているほか、集会所や屋外空間を改修し、親子が安心して遊べる魅力ある共用空間を創出した。 また、高齢者の方が安心して暮らしていただけるよう生活相談等のサービスを行う「くらしつながるサポーター」の配置を推進（令和７年度は 13 人増員し 202 人）した。 ＜具体的な事例・評価＞	実を図った。 ・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施し、幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給を図った。 ・ＵＲ賃貸住宅やその周辺地域における子育て関連情報の発信、子育て世帯の交流イベントの企画や相談対応等により、子育て世帯の支援に取り組む「こどもつながるサポーター」を２エリアに配置し、計７エリア 31 団地で活動している。こどもつながるサポーター企画運営のイベントを令和７年度に 138 回実施し、入居を希望する子育て世帯・若者夫婦世帯を対象に、空室情報提供サービス及び申込優先受付を導入するなど、安心して子育てできる住環境の整備を図った。 ・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを提供（令和７年度申込件数 1,686 件）した。また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行うくらしつながるサポーターを令和７年度までに 302 団地で、202 人配置し、個別に対応が必要な事案においても、地域の関係者等と連携した適切な対応がとられるなど、高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備を図った。 ・若年・子育て世帯向けの近居割及び子育て割や、高齢者向けの健康寿命サポート住宅及び高齢者優良賃貸住宅への入居者の割引制度など、様々な入居制度を活用し、令和７年度における子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数は 8,409 件となった。また、低所得の高齢者世帯等に居住の安定を図るため、適切な家賃減額を継続して実施した。 ・外国人の居住が増えている団地において、多文化共生の推進に向けて、言語・生活文化の違いにより生ずる問題等への対応や、イベント等を通じて相互理解・交流を図ることで、豊かなコミュニティを醸成する取組を実施した。 これらを踏まえ、機構の活動により、令和７年度における所期の目標を上回っていること、ＵＲ
	（１）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 多様性・包摂性を有する社会の実現や団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携し、団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかにくらし続けられるミクストコミュニティの形成を図っていくことが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・ＵＲ賃貸住宅を含む地域	**（１）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成** 幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、ミクストコミュニティの形成を図る。	**（１）ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成** 幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、ミクストコミュニティの形成を図る。		－		
		①　地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行	①　地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携の上、地域課題の解決策等の検討を行				

	一体で、高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きとくらし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた環境づくりを推進すること。 ・ＵＲ賃貸住宅を活用し、医療福祉機能等の地域のニーズに応じた機能の導入や地域の関係者とのネットワークの形成による地域の拠点化に係る取組を一層推進するとともに、これまで実施した施策に係る効果把握の結果を活かしながら、すでに拠点を形成した団地における取組の深化を図ること。 ・地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、住宅セーフティネットの役割を充実させること。 ・幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅の供給や入居制度の提供を適切に実施すること。 ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備するため、相談支援や交流機会の創出等に取り組むこと。 ・高齢者世帯が安心してく	い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりを推進する。 特に、民間事業者との連携に当たっては、民間のノウハウを適切に活用しつつ、連携手法の多様化を図り、ＵＲ賃貸住宅を含む地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図る。 団地の快適なくらしに関する情報発信を強化するとともに、イベント開催等の地域の交流機会の場を地方都市等とも連携し、積極的に提供することなどにより、団地・地域の価値・魅力向上、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。	い、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯などが互いに交流し、支え合う環境づくりを推進する。 特に、民間事業者との連携に当たっては、民間のノウハウを適切に活用しつつ、連携手法の多様化を図り、ＵＲ賃貸住宅を含む地域の価値向上に資するサービス水準の向上を図る。 団地の快適なくらしに関する情報発信を強化するとともに、イベント開催等の地域の交流機会の場を地方都市等とも連携し、積極的に提供することなどにより、団地・地域の価値・魅力向上、地域コミュニティの維持・活性化を図る。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。		①　地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 地域関係者と連携し、コミュニティ形成支援活動を展開するため、令和７年度においても着実に連携先の拡大及び連携協定に基づく地域コミュニティの活性化に努め、令和８年３月 31 日現在で有効な連携協定数は 134 件となっている。 地域関係者との連携に関しては、外国人の居住が増えている団地において、言語・生活文化の違いにより生ずる問題等に工夫して対応しながら、相互理解・交流の促進を推進することで、豊かなコミュニティを醸成する取組を実施している。千葉幸町団地（千葉市美浜区）では、団地内に新たに整備した広場を活用し、千葉県警、千葉市の協力のもと、多文化交流及び防犯・防災をテーマにしたイベントを開催した。外国人も含めて多くの地域住民が参加し、多文化への理解促進に寄与した。霧が丘グリーンタウン（横浜市緑区）では団地内の施設や集会所を活用し、外国人を含む地域住民による多文化共生の取組や外国人を含めた居場所づくりを推進している。 このように地域関係者と連携しながら、子育て世帯、外国人等、多様な人々が緩やかにつながる交流を育むとともに地域でのウェルビーイングの向上を図った。 また、特に防災について、「自助力」「共助力」の向上を目的に、事前防災に着目した『そなえのガイドブック』を令和７年８月に公表し、居住者への啓発活動を開始	①　地域関係者との連携による人々の交流を育む環境づくり 千葉幸町団地（千葉市美浜区）では、千葉県警、千葉市の協力のもと、多文化交流及び防犯・防災をテーマにしたイベントを開催し、外国人を含む約 600 人が来場した。霧が丘グリーンタウン（横浜市緑区）では団地内の施設や集会所を活用し、外国人を含む地域住民による多文化共生の取組や外国人居住者の居場所づくりを推進するため、地域住民とワークショップや打合せを重ね、外国人居住者向け（やさしい日本語）の住まい方パンフレットを作成したほか、日常的に外国人居住者向け日本語教室を開催している。 これにより、外国人を含む多様な人々が緩やかにつながる交流を育むとともに地域でのウェルビーイングの向上を図った。	賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかにくらし続けられるミクストコミュニティの形成を図るための優れた取組を実施し地域医療福祉拠点の形成を進めたこと、ＵＲ賃貸住宅が立地する地域において、積極的に地方公共団体等に働きかけを行い、住宅セーフティネットの充実を図ったことを総合的に勘案し、「Ａ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「Ａ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・高齢者対応として蓄積してきたノウハウを子育て世帯に展開しており、地域共生社会に資するモデルになりつつある点は評価できる。居住支援法人や居住支援協議会との連携、自立支援スキームは価値ある取組であるが、ＵＲの基本的な仕組みそのもの（保証人不要、戻り家賃制度、住宅と拠点の一体的な展開、くらしつながるサポーターなど）が居住支援の基盤として機能していることを、明確に発信されるとよいと思う。 ・ミクストコミュニティや居住支援について、ＵＲが取り組んできたノウハウや経験を生かして、居住支援法人や地方公共団体の担当部局に対して研修を行うなど、他団体への支援に取り組まれることを期待したい。 ・地域医療福祉拠点化団地の形成数、居住支援協議会等との関係構築数において計画値を上回ったことは評価される。ミクストコミュニティという目標においては、子育て世帯や高齢者など年齢のミックスだけでなく、国籍や言語の異なる居住者のミックス（多文化共生）に注力することを期待する。生活文化の違いによる摩擦の解消に留まらず、外国人居住者が自分らしく、あるいは主体的に生活できるような取組が求められる。

	らし続けられるための見守りサービス等の提供を継続するとともに、健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実させること。 ・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。	② 地域の医療福祉拠点化の推進 地域関係者と連携して地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。 また、高齢者世帯だけでなく若年世帯、子育て世帯、共働き世帯などを含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。 すでに形成した団地における効果を把握、分析して質の充実、取組の深化を図りつつ、地域の医療福祉拠点化を推進するものとする。 地域の医療福祉拠点化については、中期目標期間中に計70 団地程度の形成を目指す。	② 地域の医療福祉拠点化の推進 地域関係者と連携して地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。 また、高齢者世帯だけでなく若年世帯、子育て世帯、共働き世帯などを含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。 すでに形成した団地における効果を把握、分析して質の充実、取組の深化を図りつつ、地域の医療福祉拠点化を推進するものとする。 地域の医療福祉拠点化については、令和６年度において新たに 22 団地程度の形成を目指す。		し、災害時に助け合えるコミュニティ形成を支援した。 ② 地域の医療福祉拠点化の推進 超高齢社会への対応として、地域包括ケアシステムの構築に貢献するとともに、団地を含む地域一体で多様な世代が生き生きと暮らし続けられる「ミクストコミュニティ」の実現に向けた各種施策を実施することにより、地域の医療福祉拠点化を推進している。 令和７年度に形成に至ったパークタウン東綾瀬（東京都足立区）では、足立区の第２次SDGs未来都市計画（令和７年２月）において、団地を含む綾瀬地区がモデル事業地区とされ、区が機構と地域の連携が進むことを期待する中、地元を盛り上げたい地域のＮＰＯ団体の活動の場として、団地の集会所や広場等を提供するほか、団地と隣接する集合住宅（いろどりの杜）とのタイアップにより、「本とパン」をテーマに地域とのつながりづくりを目的とするイベントを開催（令和７年５月）した。 これにより、団地居住者や周辺地域住民間での継続的なつながりを創出した。 コンフォール藤沢（神奈川県藤沢市）では、空きテナントに多世代交流スペースを誘致し、多世代交流の機会創出につなげた。 なお、多世代交流スペースのオープン後は、多世代交流スペースの運営者と会議体を構成し、連携しながら地域の居場所づくり、困りごとの解決を促進している。 上記により、令和７年度の地域	② 地域の医療福祉拠点化の推進 パークタウン東綾瀬（東京都足立区）における地域関係者との連携に関しては、イベント参加者から、「自治会のニーズや課題に寄り添った地域イベントの開催により、子どもをはじめとした多世代の方々や団地外の地域関係者との交流が生まれ、大変感謝している。」との評価があった。コンフォール藤沢（神奈川県藤沢市）における多世代交流スペースに関しては、「団地内に子どもも気軽に立ち寄れるカフェができて嬉しい」「高齢者向けヨガなど習い事が開催され、外出・交流の機会が増えた。」との評価があり、多世代のコミュニティ醸成の推進が図られている。	・定量目標達成のほか、居住環境の整備や多文化共生の推進などへの取組を通じて、目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・定量的目標の計画値を上回る実績を達成したこと、子育てしやすい住環境の充実を図る（こどもつながるＵＲ）の推進に先駆けて安心して子育てできる住環境の整備を実施するなど、保有資源を活用したミクストコミュニティの形成推進について、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。 ・本項目においては、「そなえのガイドブック」のような一部の試みを除いて、その多くがこれまでも行われてきた継続的な取組のように見受けられ、基本的には着実に実績が積み重ねられていると評価できる。定量的評価の２指標はいずれも達成度が 120%を上回っており、Ａ評価で問題ないと考える。 ・継続的な取組については、例えば形成済の医療福祉拠点で得られた知見や、その運営を円滑に継続させるための工夫などの共有が重要であり、花畑や四箇田、大谷田一丁目団地で取り組まれているような良好な事例を、他の拠点形成済みの団地でも積極的に展開されることを期待する。 ・高齢者世帯を支える「見守り・生活相談」の推進について、孤立死にならないように暮らせるような仕組みを整えていくことを期待したい。 ・物価や家賃の高騰により、相対的にＵＲ賃貸住宅の人気が高まっていることで空室が少なくなっている状況下で、近居促進制度などの政策的に家賃減額を行う住宅に、対象世帯を入居しやすくすることは難しい課題であるが、今後もこの状況は続くと考えられるので、課題解決に向けて検討することが重要だと考える。

					医療福祉拠点化団地の形成数は計画値の 18 団地を大きく上回る 23 団地となり（累計 287 団地）、令和６年度及び令和７年度での拠点化団地形成数は計 54 団地となった。		
		③　地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図る。 ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数計 40 件程度を目指す。	③　地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの充実を図る。 ＵＲ賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数については、令和６年度末時点において合計 14 件程度を目指す。		③　地域と連携した住宅セーフティネットの充実 地方公共団体によって、協議会の設立有無、セーフティネット家賃低廉化補助要綱の有無、セーフティネット関連策への関心度合いや課題等は異なる中、機構から各地方公共団体にアポイントを取り、機構の提供するサービスや機構の持つノウハウ（居住支援協議会への加入、家賃補助付きセーフティネット専用住宅、自立支援スキーム、借上公営等のセーフティネット関連の取組や、くらしつながるサポーターや居住者交流イベントの企画など地域医療福祉拠点化の取組事例、こどもつながるサポーターの紹介、機構の一般管理事例など）を丁寧に説明することで、地方公共団体や居住支援協議会等との関係構築を推進した結果、令和７年度は、新たに６件（東京都江戸川区、足立区、北海道札幌市、神奈川県川崎市、相模原市、埼玉県さいたま市）の居住支援協議会に加入した（過年度に加入済みの 10 件と合わせると、令和７年度末時点の累計加入数は 22 件）。 自立支援スキーム（地方公共団体等と連携し、生活支援等を実施する居住支援法人等にＵＲ賃貸住宅を賃貸し、居住支援法人等が自立を目指す入居者（離職者や母子世帯等）に転貸する制度）につ	③　地域と連携した住宅セーフティネットの充実 令和７年度に自立支援スキームの関係を構築した春日井市では、高蔵寺ニュータウンのにぎわいづくり等で連携していた法人からの相談を契機に、機構から春日井市に積極的に働きかけを行った結果、新たな連携に繋がった。 春日井市からは比較的スピーディに実施できる点に魅力を感じている、居住支援法人からは、部屋の広さの割に家賃が比較的安価である点等が良いとの評価を得た。 また、令和７年度に居住支援協議会に加入した江戸川区及び足立区においては、令和６年度に自立支援スキームの関係構築に至ったこと等により、機構の地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの役割に関する理解が深まったことが、加入に繋がった。	

					いては、新たに３件（東京都世田谷区、西東京市、愛知県春日井市）の地方公共団体と連携し、ＵＲ賃貸住宅を活用することができるようになった。 家賃補助付きセーフティネット専用住宅については、新たに２件（東京都葛飾区、愛知県名古屋市）の地方公共団体から要請を受け、ＵＲ賃貸住宅を活用することができるようになった。 以上により、地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数については、令和７年度末時点で合計 32 件となった。		
		④　幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行う。	④　幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行う。		④　幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅供給等 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集、様々な入居制度の活用やサービス提供を行った。 特に、地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）に対する家賃補助付きセーフティネット専用住宅について、令和７年度に新たに 21 件の登録を行った結果、令和７年度末時点における登録数は 69 戸（既登録解除住戸を含む）となった。 また、自立支援スキームについては、令和７年度に新たに 12 件の契約を行った結果、令和７年度末時点における累計契約数は 28 戸（既契約解除住戸を含む）となった。		
		⑤　安心して子育てできる住	⑤　安心して子育てできる住		⑤　安心して子育てできる住環		

		環境の整備 子育て世帯等が安心してくらしやすい住環境の整備に当たっては、近居促進制度など様々な入居制度を活用しつつ、子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相談機能や交流機会の創出などを促進する。	環境の整備 子育て世帯等が安心してくらしやすい住環境の整備に当たっては、近居促進制度など様々な入居制度を活用しつつ、子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相談機能や交流機会の創出などを促進する。		境の整備 子育て世帯等が安心してくらしやすい住環境の整備に当たり、高齢者・子育て世帯等と、支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（おおむね半径２㎞）のＵＲ賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を５年間５％割引する「近居割」（近居割対象 1,214 団地、近居割ワイド対象 159 エリア 596 団地）を引き続き実施した。 加えて、国の財政支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯に対する減額率を５％から 20％に拡充（令和４年１月から募集開始）し、更なる推進を図ったことで、近居割による年間契約件数は 6,193 件となった。 現に同居する満 18 歳未満の子を扶養している世帯等に向けた「子育て割」についても、493 件の契約締結に至った。 また、一部のＵＲ賃貸住宅において、子育て世帯、若年夫婦世帯等のお客様を対象に、空室情報提供サービス及び申込優先受付を開始した（73 団地、72,412 戸）。 団地で安心して子育てができるようこどもつながるサポーターを令和４年度から配置しており、令和７年度は、大阪府の千里エリア及び兵庫県の兵庫エリアで新たに２名配置し、計７エリア 31 団地で活動中である。多くの人が集まる団地ならではのつながりを活かし、子育てに関する制度等の情報発信や、地域関係者と	７エリア 31 団地で活動している７名のこどもつながるサポーターは、多くの人が集まる団地ならではのつながりを活かし、子育てに関する制度等の情報発信や、	

					連携の上、居住者等のニーズを踏まえたイベントを企画・開催する中で相談対応も行う等、団地の子育てに安心と楽しさを感じられる環境づくりを推進した。 なお、こどもつながるサポーター企画運営のイベントを令和７年度に 138 回実施した。 また、令和６年度時点で活動を実施していた５エリアのインスタグラムフォロワー数は昨年度対比で 980 件増えた。 親子が安心して遊べる魅力ある共用空間を創出し、子育てしやすい住環境の充実を図るため、団地の状況を踏まえて集会所や屋外空間を整備した。 また、集会所や屋外空間等、団地の資源を活用し地域の関係者と連携したコミュニティ形成支援活動（令和７年度計 699 回実施）を実施し、子育て世帯の支援に寄与した。 小学校の夏休み期間に、こどもの居場所づくりや子育て負担軽減の一環として、さまざまな学び・遊びの講座や自習室の開放を行う西日本支社の取組である「ＤＡＮＣＨＩつながるーむ～夏休みは団地で楽しもう！～」は令和７年度に西日本支社の 14 団地で実施し、計 3,863 名が参加した。白鷺団地（堺市東区）では自治会や地域の子ども食堂等と連携し団地の集会所で食事と遊びを提供した。 また、行政や地域プレイヤーと連携し、団地内にコミュニティスペースを整備することによるコミュニティ形成支援も実施した。令和７年度は武庫川団地（兵庫県	地域関係者と連携の上、居住者等のニーズを踏まえたイベントを企画・開催した。令和６年度時点で活動を実施していた５エリアのインスタグラムフォロワー数は昨年度対比で 980 件増えたほか、イベント参加者からは「子どもを安心して預けて参加できたので、リフレッシュにつながった。」との声があり、こどもつながるサポーターの活動が評価されている。 また、子どもの成長の様子に不安を抱えていた母親に対し、見守り体制の構築や行政へのつなぎを行い、「こどもつながるサポーターが子どもの成長を一緒に喜んでくれて、とても嬉しかった。私たち親子の居場所ができた。」と評価された事案もあり、子育てに安心と楽しさが感じられる環境づくりに寄与している。 「ＤＡＮＣＨＩつながるーむ～夏休みは団地で楽しもう！～」は 2025 年都市住宅学会業績賞を受賞した。業績賞の講評では「子どもへの安全・快適な居場所の提供、地域社会全体が子育てに関与する仕組みの構築等の点で社会貢献度は極めて高い」との評価を得た。	

					西宮市）内に運営団体、西宮市、ＵＲが連携し、誰もが気軽に利用できるコミュニティスペースを開設した。		
		⑥　高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備 高齢者等が安心してくらし続けられる住環境を整備するため、複層的な見守りの継続実施や健康寿命サポート住宅の供給、住替え支援など健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図る。	⑥　高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備 高齢者等が安心してくらし続けられる住環境を整備するため、複層的な見守りの継続実施や健康寿命サポート住宅の供給、住替え支援など健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図る。		⑥　高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備 団地に常駐し、高齢者等に対する見守りや相談対応等の居住者サービスを提供するくらしつながるサポーターの配置を推進しており、令和７年度末時点で累計202 人となっている。 また、民間事業者による「見守りサービス」を引き続き提供している（令和７年度申込件数は1,078 件）。令和４年度からサービス提供事業者３社と連携している中、令和７年度に公募を実施し、令和８年度以降の新たな見守りサービス提供事業者２者を選定した。駆けつけオプションなど、居住者の選択肢を増やすことで更なる安心を提供している。 賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅や自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」の供給（令和７年度契約件数は1,686 件）するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯が安心してくらし続けられる住環境の整備を実施した。 高齢者のフレイル予防、外出機会の創出による居住者間の交流促進等を目的として高齢者向けのコミュニティ形成支援活動を実施した（令和７年度1,788 件実施）。香里団地（大阪府枚方市）	⑥　高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備 くらしつながるサポーターが地域関係者とのネットワークに早期につなぐ役割を担い、高齢居住者の健やかな暮らしの支援と、家族への安心を提供することにより、団地における住環境の向上に貢献している。 また、高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給、見守りサービスの提供等を進めるとともに、高齢者が安心してくらし続けられる住環境を整備し、高齢者等の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する施策の充実を図った。 香里団地（大阪府枚方市）をは	

					をはじめとする３地区では、弁護士会と連携した終活講座を実施した。イベント無関心層の掘り起こしや参加者間の共助につながる関係づくりの場の提供となった。 このように、地域関係者と連携し多彩な企画を提供することにより、幅広い居住者に対しコミュニティ形成支援活動への参加を訴求し、新たな交流の場を創出した。	じめとする３地区では、弁護士会と連携した終活講座を実施し、万一の際の遺品（残置物）処分や退去手続を円滑に進める方法の説明等を行った。参加者からは「ＵＲが色々な生活サービスを提供していることを知った。」「こうした講座には初めて参加したが、資料だけでなく実際に説明を聞けて良かった。」との評価があった。終活講座の参加者は、過去に機構主催のイベントに参加したことがない方及び男性の割合が高く、イベント無関心層の取込みに繋がり、新たな交流の場を創出するとともに、高齢者が安心してくらし続けられる住環境の整備を推進した。	
		⑦　居住の安定の確保 ＵＲ賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対しては、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じるとともに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。	⑦　居住の安定の確保 ＵＲ賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対しては、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じるとともに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。		⑦　居住の安定の確保 居住の安定の確保を図るため、家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約 11,500 世帯）について、国から財政支援約 2.1 億円を得て、総額約 5.7 億円の家賃減額を実施した。 また、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯（約 15,400 世帯*）については、国から財政支援約 17.0 億円を得て、総額約 44.0 億円の家賃減額を実施した。(*管理戸数による集計) 平成 28 年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施している健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約 6,200 世帯）について、国から財政支援約 3.1 億円を得て、総額約 6.2 億円の家賃減額を実施した。 子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした新規入居者の家賃を最大２割減額する「子育て割」（約 2,800 世帯）については、国から財政支援約 1.8 億円を得て、総額約 3.5 億円の家賃減額		

					を実施した。 　さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、ＵＲ賃貸住宅へ移転する者（約 21,800 世帯（うち低所得高齢者世帯等約 14,000 世帯））について、国から財政支援約 52.0 億円を得つつ、総額約 70.0 億円（うち低所得高齢者世帯等約 57.1 億円）の家賃減額を実施した。	以上により、幅広い世代や多様な世帯が安心してくらし続けられるよう、人々の交流を育む環境づくりや地域の医療福祉拠点化を推進するなど、地方公共団体、民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携しつつ、ＵＲ賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成を図るなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－（２）	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ２　ＵＲ賃貸住宅ストックの多様な活用 （２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり		
業務に関連する政策・施策	政策目標　１：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標　１：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標　２：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標　３：総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標　３：地球環境の保全 施策目標　９：地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標　７：都市再生・地域再生の推進 施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」 省エネ改修は入居中に住宅内で施工することが多く、それぞれの現場の状況に応じて居住者に十分配慮した施工計画を策定し、居住者の理解を得ながら改修を進めることが必要不可欠であることや、地域の価値・魅力向上に資する施設等の導入に当たり、世帯あたりの購買力が低下する中で地域の価値・魅力向上に資する賃貸施設を業種等のバランスに配慮しつつ誘致する必要があること、また、居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があることから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ＩＤ　004000、004107、007294

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計（計画値）	10,000 トン	－	2,000 トン	2,000 トン	－	－	－
ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計（実績値）	－	－	2,437 トン	2,365 トン	－	－	－
達成率	－	－	122%	118%	－	－	－
地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数（計画値）	250 件程度	－	50 件	50 件	－	－	－
地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数（実績値）	－	－	65 件	79 件	－	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
予算額（百万円）	526,320	489,074	－	－	－
決算額（百万円）	494,309	497,884	－	－	－
経常費用（百万円）	565,750	581,965	－	－	－
経常利益（百万円）	96,770	83,110	－	－	－
行政コスト（百万円）	676,652	718,486	－	－	－

	達成率	－	－	130%	－	－	－	－		従事人員数（人）	1,724	－	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり 団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地域や団地の特性等を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図るとともに、国民の多様なニーズや政策的要請に応え、ＵＲ賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくため、ストック量の適正化に留意しつつ、戦略的な投資を通じた質の高い賃貸住宅を供給することなどにより、良質な住まい・まちづくりを推進していくことが求められている。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・多様化するニーズに対応した、安全・安心・快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替え、長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等によるストックの質の向上を推進すること。 ・建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意すること。 ・ストックの活用・再生に	**（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり** ＵＲ賃貸住宅ストックの活用・再生に当たっては、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携･協力して、良質な住まい・まちづくりを推進する。なお、建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意する。	**（２）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり** ＵＲ賃貸住宅ストックの活用・再生に当たっては、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携･協力して、良質な住まい・まちづくりを推進する。なお、建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意する。	＜主な定量的な指標＞ ・ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計 年間 2,000 トン ・地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数 50 件程度 ＜その他の指標＞ ・ＵＲ賃貸住宅ストックの価値・魅力向上に資するリノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 ・ＵＲ賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 ・ＵＲ賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） ・新しいくらしに対応するための共用部・屋外空間等への機能導入数 ・ストック削減戸数 ＜評価の視点＞ ・ストックの活用・再生に当たっては、地域価値や魅力向上のため、多様な主体と連携し、地域や団地の特性に応じた機能の導入又は強化により良質な住まい・まちづくりを推進している	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計 年間 2,365 トン ・地域の価値･魅力向上に資する施設の導入数 79 件 ＜その他の指標＞ ・ＵＲ賃貸住宅ストックの価値･魅力向上に資するリノベーション住宅､建替住宅の供給戸数 7,143 戸 ・ＵＲ賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 66.6% ・ＵＲ賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） 51 棟 ・新しいくらしに対応するための共用部･屋外空間等への機能導入数 75 団地 ・ストック削減戸数 4,485 戸	＜評定と根拠＞Ｉ－２－（２） 評定：Ａ ＜評価の概要＞ ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のＣＯ２削減効果量の累計について、脱炭素社会の実現に資する取組として、窓建具の複層ガラス化等による断熱性能の向上、省エネ性能の高い潜熱回収型給湯器の導入、令和９年度の蛍光灯製造廃止を見据えた住戸内照明器具のＬＥＤ化等を推進した結果、計画値 2,000 トンを上回る 2,365 トンの削減効果量を達成した。 特に窓建具の複層ガラス化については、入居中の住戸内で施工するため、居住者の生活への影響に十分配慮し、理解と協力を得ながら進める必要がある。 このため、共働き世帯や単身高齢者など多様なライフスタイルに応じて、訪問日や工事日程を柔軟に調整するとともに、担い手不足が課題となる施工業者のスケジュール確保にも配慮しながら、施工計画を策定した。 さらに､令和７年度は､試験施工住戸のモデル公開や、施工内容を分かりやすく紹介する動画の提供により、遮音性向上等の効果も含めて居住者の理解を促進する取組を一部現場で実施し、円滑な改修の推進に努めた。 このほか、環境に配慮したＵＲ賃貸住宅ストックの改修等として、管理サービス事務所への太陽	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 困難度「高」である本項目において、年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間ＣＯ２削減効果量の累計について、住戸内の単板ガラスを複層ガラスへ交換すること等により、年度計画での目標「年間 2,000 トン」に対し、実績値「年間 2,365 トン（達成率 118%）」であった。 ・地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数について、コミュニティ活動施設等への賃料減額などによりＵＲ賃貸住宅団地内の賃貸施設へ事業者を積極的に誘致したこと等により、年度計画での目標「50 件」に対し、実績値「79 件（達成率 158%）」であった。 機構は、戦略的な投資を通じた質の高い賃貸住宅を供給するなどにより、良質な住まい・まちづくりを推進するため、以下の取組を実施した。 ・多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、ＵＲ賃貸住宅ストックの価値・魅力向上に資するリノベーション住宅や建替住宅を 7,143 戸供給した（リノベーション住宅 6,035 戸。建替住宅 1,108 戸）。また、住戸内の手すり設置や段差解消等によるバリアフリー化を推進し、ＵＲ賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合は、66.6%となった。さらに、居住者の理解・協力を得ながら、住棟の耐震化を実施し、令和７年度に 51 棟の耐震化を行った。 ・ＵＲ賃貸住宅団地内の賃貸施設と、団地の建替えや集約で生まれた土地において、居住者

	より、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現に向けた取組や団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援の取組等を推進することを通じて、地域の価値・魅力向上に資するまちづくりに貢献すること。 ・安全・安心で快適な共用部・屋外空間を備えた居住環境を創出し、多様化するライフスタイル等に対応するための利活用の推進を図ること。 ・脱炭素社会の実現に資する取組や良好な景観の形成など、我が国における良質な賃貸住宅ストックの形成に向けた先導的な取組を率先して実施すること。			か。 ・多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、建替えや長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進している魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理を行っているか。		光発電設備の設置、共用灯・屋外灯のＬＥＤ化、ＥＶ充電設備の導入を進めるとともに、入居者向けＰＲを強化するため、ＨＰ上に特設ページを作成した。 　また、シェアサイクルの導入拡大等にも取り組んだ。 　さらに、建替えにより建設するＵＲ賃貸住宅については、ＺＥＨ（ＺＥＨ－Ｍ Oriented）仕様を標準化しており、その第１号となるコンフォール西浦和田島団地が令和８年２月に完成した。同団地では、断熱範囲の拡大に加え、高性能部材・設備を採用し、断熱・省エネ対策を実施している。 　加えて、令和７年４月１日に改定した「環境基本方針」を踏まえ、一部のＵＲ賃貸住宅を対象にライフサイクルカーボンの算定試行を行うとともに、削減に向けた取組の検討を開始した。 　地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数について、地域や団地の特性に応じた施設の導入等により、計画値 50 件を上回る 79 件の導入を達成した。積極的な賃貸施設の誘致によりコミュニティ活動施設等を 70 件導入した上、団地再生事業により過去に供給した整備敷地にて、地域の価値・魅力向上に資する施設が９施設開設した。 　地域住民の交流の場となる良質なストック形成に資する建替え住宅・リノベーション住宅の供給に加え、バリアフリー化、耐震化の促進により、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅の供給を行った。	アンケート等によるニーズの把握、居住者・行政との連携による上位計画を踏まえた都市計画等に関する協議、生活利便施設を運営する多様な事業者へのヒアリングの実施等を行うことで、地域の特性やニーズに応じた施設を導入し、地域の活性化に貢献した。また、居住の安定に配慮し、居住者に対する説明会や移転折衝を行い、4,485 戸のストックを削減し、住宅ストックの良質化とストック量の適正化を図った。 ・新しいくらしに対応するための、共用部・屋外空間等への機能導入を、75 団地で行った。また、中宮第３団地においては、MUJI×UR 団地まるごとリノベーションを実施し、地域の声を反映し、児童用プール跡地を広場に改修する等居住者間の新たなコミュニティの組成に寄与した。 ・経年劣化が進んだ単板ガラス等について、居住しながらの工事が可能な工法を用いて居住者の理解と協力を得ながら工事を進め、複層ガラス化を進め、脱炭素社会の実現を推進した。 ・ＵＲ賃貸住宅の建設から解体までを含むライフサイクル全体のカーボン排出量の算定試行や、削減に向けた取組の検討を開始するとともに、令和８年度以降、全ての建替事業において算定・評価を実施する方針を示した。 　これらを踏まえ、困難度「高」である本項目において、居住者の理解を得た上で省エネ改修や団地再生事業を進めるとともに、地域の価値・魅力向上に資する施設を業種等のバランスに配慮しつつ誘致するなど、令和７年度における所期の目標を達成していること、良質な住まい・まちづくりを推進するための取組を実施したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　該当なし ＜その他事項＞

						地域の生活軸（歩行者専用道路）に面したキッチンスタジオ・クラインガルテン（貸農園）・プレイロットの一体的整備、気軽に自由な使い方ができるラウンジなど、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性・付加価値向上を図り、安全・安心で快適な居住環境の創出に貢献した。	評定について、外部有識者５名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・居住継続に配慮しつつ、脱炭素化や生活利便性の向上を図っている点は、住生活基本計画の考えとも一致しており重要である。住宅と地域施設の双方に関与することで地域全体の魅力向上に資する取組でもある。支援から応援へと守備範囲が広がっており、ウェルビーイングな暮らしにつながっていく方向性が見えている点も評価できる。今後の展開として、地域福祉との接続を期待したい。 ・定量目標のなかでも、地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数が計画値を大きく上回っている。とりわけ、誰もが気軽に過ごせる居場所（サードプレイス）の導入は、単身世帯が増加する中で評価できる。キッチンスタジオやクラインガルテンなど「食」に関する施設の整備は、世代や国籍を超えたミクストコミュニティの形成に繋がることが期待される。 ・困難度「高」の項目について、定量目標を上回る実績を達成したこと、居住者の意見を踏まえつつ、資産の付加価値を高めるなど、良質な住まい・まちづくりの推進に資する質の高い取組を実現していることから、A評価は妥当と考える。 ・既存団地の価値・魅力向上に資する施設の導入については、計画値 50 件に対して実績値 79 件と、達成は量的にも十分であるのみならず、質的にも多様な団地のニーズに合わせて様々な機能を有する施設の導入が工夫されており、高く評価できる。 また、その他の実績についても着実に進捗しているものと認められることから、A評価で問題ないと考える。 ・居住者が現に存する住宅の断熱化、バリアフリー化、耐震化などの改修にあたっては居住者の都合への配慮が必要であることは理解できるが、基本的には居住者のためになる改修であり、過度に配慮することなく、一層積
		①　安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、ＵＲ賃貸住宅ストックの活用と再生に必要な戦略的な投資を促進し、良質な住宅ストック形成に資する建替えや長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進することにより、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅を供給する。 また、安全で安心なＵＲ賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を着実に実施する。	①　安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 多様化するライフスタイルや居住ニーズに対応するため、ＵＲ賃貸住宅ストックの活用と再生に必要な戦略的な投資を促進し、良質な住宅ストック形成に資する建替えや長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等を推進することにより、多様な世帯が安心して快適に住み続けられる質の高い賃貸住宅を供給する。 また、安全で安心なＵＲ賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を着実に実施する。		①　安全・安心や多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給 国民の多様化する居住ニーズに対応するため、1,108 戸の建替住宅、6,035 戸のリノベーション住宅を供給するとともに、住戸内の手すり設置や段差解消等によるバリアフリー化を推進した。 その結果、ＵＲ賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、66.6％となった。	＜具体的な事例・評価＞ 1,108 戸の建替住宅、6,035 戸のリノベーション住宅の供給に加え、年度計画を上回るバリアフリー化の促進により、多様化するニーズに対応した賃貸住宅を供給する役割を果たした。	
		②　地域価値・魅力向上に資するストック活用・再生等 地域の価値・魅力向上を図るため、団地に存する賃貸施設や団地再生事業に伴い整備した敷地等への、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援及び公共公益施設の再	②　地域価値・魅力向上に資するストック活用・再生等 地域の価値・魅力向上を図るため、団地に存する賃貸施設や団地再生事業に伴い整備した敷地等への、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援及び公共公益施設の再		②　地域価値・魅力向上に資するストック活用・再生等 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入として、令和７年度に新たに 79 件の導入を行った。 このうち、賃貸施設における導入数は 70 件で、その内訳の一例としては、障がい者福祉施設が 20％、高齢者福祉施設が 17％、コミュニティ活動施設が 14％、子育て支援施設が 11％、医療施設が 11％、商業施設が 7％を占める等、様々な機能をバランスよく		

		編・再整備等を図り、持続可能で活力ある地域のまちづくりに貢献するストック活用・再生を推進する。 実施に当たっては、団地の特性等を踏まえ、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に行い、団地の統廃合・再配置等により、ストック量の適正化に留意しつつ、資産の良質化を進めることで、ＵＲ賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくための経営基盤の確立を図る。 なお、団地再生事業の実施に当たっては、地域のまちづくりとの連携が不可欠であり、地方公共団体等の多様な主体との連携を強化する。 全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数として、中期目標期間中に計 250 件程度の導入を目指す。	編・再整備等を図り、持続可能で活力ある地域のまちづくりに貢献するストック活用・再生を推進する。 実施に当たっては、団地の特性等を踏まえ、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に行い、団地の統廃合・再配置等により、ストック量の適正化に留意しつつ、資産の良質化を進めることで、ＵＲ賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくための経営基盤の確立を図る。 なお、団地再生事業の実施に当たっては、地域のまちづくりとの連携が不可欠であり、地方公共団体等の多様な主体との連携を強化する。 全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。 地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数として、令和６年度において新たに 50 件程度の導入を目指す。		導入する結果となった。 特にコミュニティ活動施設の導入事例としては、アーバンラフレ志賀団地（愛知県名古屋市）におけるシェア型書店「Bookbridge Lbio」が挙げられる。定期的に開催される読書会にはリピーターだけではなく初めての参加者も訪れ、本をきっかけに多様な人がゆるやかにつながる場となっている。年齢や性別に関わらず、誰もが安心して過ごせる居場所（サードプレイス）として機能している。 このほか、整備敷地では、９件の施設が開設した。 具体的な事例としては、高森台団地（愛知県春日井市）において、団地の集約事業によって生じた敷地（整備敷地）に地域住民のコミュニティ形成に資する施設の誘致を推進した結果、令和７年度には芝生広場、イベントスペース等を備えた地域交流施設の開業につながった。平塚高村団地（神奈川県平塚市）において、市との協定を締結（平成 28 年）した上で市が策定した地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の実現に向けて、医療施設及び福祉施設を誘致し、病院が令和７年７月に、病院と連携した介護老人保健施設が令和８年２月に開業した。残る敷地にて、地域再生法に基づく手続きを経て、市から用途緩和を受けた生活利便施設が開設する	アーバンラフレ志賀団地（愛知県名古屋市）では、当機構がこれまでＨＰ上で、団地内賃貸施設の好事例や、地域と繋がりのある団地の環境を訴求したことが書店の開店に寄与した。 シェア型書店とは、書棚をいくつもの小さな棚に区切り、棚の利用料を払った人が「棚主」となって選んだ本を販売するものである。 シェア型書棚には棚主が選んだ個性的な本が並び、棚主にとっては自己表現の場として、来店者にとっては新しい本と出会う学びの機会となっている。多様な価値観に触れられる場として、誰もが自分らしく過ごせる空間となっている。 高森台団地（愛知県春日井市）では、昭和 40 年代の初期入居者が一斉に高齢期を迎える等の課題を抱える中、令和３年に機構が支援し、市の「高蔵寺リ・ニュータウン計画」を策定し、この中で高森台をモデルとして団地再生と連携した高森台スマートウェルネス整備を位置づけ、これまで、同団地内の整備敷地において、用途地域変更を経て商業・健康増進施設を誘致するとともに、新たな入居者を呼び込む戸建住宅用地としての提供を行ってきた。 なお、商業・健康増進施設の誘致に際し、機構は、商業・福祉など多様な業種の事業者へヒアリングを実施した。事業者が必要とする規模の施設は当該地域に立地することが困難であったことから、市と	極的に粛々と取り組まれることを希望する。

					予定である(令和９年)。団地を地域の貴重な資源として地域や団地の特性に応じた施設導入を図ることで地域の価値･魅力向上に貢献している。 ※主な用途(対象９件:団地名等) ・商業施設：４件(戸頭(茨城県取手市、ショッピングモール)、西大和(埼玉県和光市、ドラッグストア)、豊四季台(千葉県柏市、コンビニ等)、小石（福岡県北九州市、ドラッグストア) ・医療施設：１件(平塚高村(神奈川県平塚市、病院)) ・高齢者支援施設：３件(澄川(北海道札幌市、サービス付き高齢者向け住宅[訪問介護・通所介護併設])洋光台北(神奈川県横浜市、介護付有料老人ホーム)平塚高村(神奈川県平塚市、介護老人福祉施設)) ・コミュニティ活動施設：１件(高森台(愛知県春日井市、地域交流施設))	協議を行い、用途地域の変更で対応することとなった。用途地域の変更においては、都市計画変更に係る質疑対応に必要な情報提供を行ったほか、説明資料の作成支援を行うなど、協議の円滑化に尽力した。令和７年度には、市と協議を行い、戸建住宅等への新たな入居者も含む地域住民のコミュニティ形成等を要件とした公募を行い、地域貢献に前向きな地元企業により交流スペース、広場、農園などを備えた施設が開設した。同施設は、放課後の児童の遊び場や、ＮＰＯによる無料塾、季節の地域イベントの場などとして活用されている。市の担当者からは、「高齢期を迎えた既存住民等の暮らしを支えつつ、子育て世帯等の新たな居住者の流入が図られており、地域全体の賑わいにつながることが期待される」との評価を得た。 こうした一連の機構の関わりにより、市の「高蔵寺リ・ニュータウン計画」の推進が着実に図られている。 平塚高村団地（神奈川県平塚市）では、管理開始から約 50 年が経過し少子高齢化が進行しているところ、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、機構は平塚市との間で連携協定を締結した。市が策定した「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」の実現に向け、居住者等との意見交換を通じ地域のニーズを把握したうえで、同団地の整備敷地において、医療施設及び福祉施設の整備を要件とした公募を実施した。地元の医療法人及び社会福祉法人により、令和７年７月に病院	

						が開設、令和８年２月には特別養護老人ホーム、デイサービス、訪問介護を含む複合的な高齢者福祉施設が開設した。 　さらに現在、地域再生法等に基づき、市との間で用途地域に係る制限緩和手続きを進めているところであり、今後、残る整備敷地において、地域に必要な施設として多世代交流スペースを併設した生活利便施設が開設する予定となっている。当該施設導入のため、上記の用途地域に係る制限緩和手続きに向け、令和５年度に市が地域再生法に基づく「地域住宅団地再生計画」について国土交通大臣の同意を得ているところであり、当該施設は令和９年度に開設する予定である。 　なお、機構は、同計画の立案時から市と連携しており、計画策定の支援、計画内容に関する事業者へのヒアリングなどを行ってきた。 　こうした一連の機構の取組について、市からは「市と機構が連携して進めてきた団地再生が着実に前進していることを大変うれしく思う。医療と福祉の拠点整備が完了したことで、多様な世代が暮らし続けるまちの実現に向けた大きな一歩となった」との評価を得ているところ。同団地の再生を通じ、地域の価値・魅力向上に貢献している。	
		③　多様化するライフスタイル等に対応した共用部・屋外空間等の利活用の推進 　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした住まい方･働き方の変化を踏まえ、多様化するライフスタイル等への対応を図る。 　このため、建物への通信環境等の整備を行うとともに、	③　多様化するライフスタイル等に対応した共用部・屋外空間等の利活用の推進 　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした住まい方･働き方の変化を踏まえ、多様化するライフスタイル等への対応を図る。 　このため、建物への通信環境等の整備を行うとともに、		③　多様化するライフスタイル等に対応した共用部･屋外空間等の利活用の推進 　団地や地域の活性化のため、民間事業者との連携を進めており、中宮第３団地（大阪府枚方市）では、令和７年 11 月に民間事業者との共用部（屋外空間等）リノベーションが完成し、イベント利用	団地や地域の活性化を目的とした民間事業者との連携として、中宮第３団地（大阪府枚方市）では、入居促進を図るべく「MUJI×ＵＲ団地まるごとリノベーション」として住戸リノベーションに留まら	

		健康増進、防災機能の向上など、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性向上、付加価値向上を図り安全・安心で快適な居住環境を創出する。	健康増進、防災機能の向上など、豊かな屋外空間・共用部を活かして団地の利便性向上、付加価値向上を図り安全・安心で快適な居住環境を創出する。		や日常的な人の滞留により、住民間のゆるやかな繋がりが生じている。 コンフォール南日吉（神奈川県横浜市）には、集会室とは異なる使い方をも求める居住者の声を反映し、無料・予約不要で利用できる DO ラウンジを新設した。 多摩ニュータウンにあるコンフォール諏訪（東京都多摩市）では、多摩市が目指す多世代にとって魅力的な「健幸都市」の実現に資する交流拠点として、駅へと向かう地域の生活軸(歩行者専用道路)に面した屋外部に、キッチンスタジオとクラインガルテン（貸農園）、プレイロットを一体的に整備した。	ないハード・ソフト両面の施策を実施した。イベントなどを通じて地域住民の意見を聴取し、団地内広場中央の特徴的な児童用プール跡地や旧管理サービス事務所の改修を実施した。完成した児童用プール跡地の屋外空間はイベント利用や日常的な人の滞留により、住民間のゆるやかな繋がりが生じている。 また、旧管理サービス事務所は、イベントで協働した大阪電気通信大学の学生により、コミュニティ拠点としての改修提案とＤＩＹを実施し、地域のコミュニティ拠点化を目指した。地域住民からは、賑わいづくりを定期的に行ってくれているのは本当にありがたいなどの評価の声を得ており、新たな賑わいが生まれる場を創出し団地の価値向上につながっている。 神奈川県横浜市のコンフォール南日吉団地では、集会室とは異なる使い方を求める居住者の声（アンケート・ヒアリング等による）を反映し、無料・予約不要で利用できる「ＤＯ（ドゥ）ラウンジ」を新設した。横浜市の移動図書館「はまかぜ号」と連携し、ラウンジ内に文庫スペース「ＤＯラウンジ文庫」を設置し、季節に合わせた本を定期的に入れ替えている。 また、地域包括支援センター及び地域ボランティアと連携した「まちかＤＯカフェ」では、ラウンジの雰囲気を活かし、団地を含む地域の認知症の方を中心に、多世代の交流を図る場が展開されている。 ラウンジの設置により、今までの集会室では対応できない、住民	

						の多様なニーズに応えることができるようになった。 　また、こどもつながるサポーターによる定期イベントや前述の地域関係者との連携等も通じ、集会室と合わせて、「ゆるやかに、くらしつながる。」を体現する、地域コミュニティ拠点として機能し、団地の価値向上につながっている。 　東京都多摩市のコンフォール諏訪では、多摩ニュータウンで最初にまちびらきした諏訪・永山地区における建物の老朽化、少子高齢化等の課題に対し、団地の建替えとともに、駅へと向かう地域の生活軸（歩行者専用道路）に面した交流拠点を整備した。同拠点を活用し、地域住民の世代間交流を生み出すイベントが開催され、地域の方々によるお菓子作りや子供向けワークショップ、ヨガ体験などが行われ、団地内外から 200 名以上の参加があった。こうした幅広い世代や多様な世帯がつながる場づくりを通じ、多摩市が目指す「多世代にとって魅力的な「健康都市」の実現」にも貢献している。	
		④　脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 　脱炭素社会の実現に貢献するため、ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進する。 　ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修のＣＯ２削減効果量については、中期目標期間中に年間累計 10,000 トンを目	④　脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 　脱炭素社会の実現に貢献するため、ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進する。 　ＵＲ賃貸住宅ストックの省エネ改修のＣＯ２削減効果量については、令和６年度において、年間 2,000 トン分のＣ		④　脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進 　従来から実施してきた窓建具の複層ガラス化、省エネ効率の高い潜熱回収型給湯器・手元止水機能付シャワー水栓への改修、屋根防水修繕・住戸内改修、玄関扉交換に加え、新たに住戸内照明器具のＬＥＤ化に着手することで、Ｕ	脱炭素社会の実現に資する省エネ改修の推進では、従来から実施している窓建具の複層ガラス化について、居住しながらの工事が可能で、影響を抑えた工法（振動・騒音・ほこりなど）の採用、工事前後の室内整理・家具移動、当日の立ち会いといった居住者の負担を踏まえた訪問日・工事日程の柔軟な調	

		指す。	Ｏ２削減効果のある改修の実施を目指す。		Ｒ賃貸住宅ストックの省エネ改修を推進し、令和７年度において、年間 2,365 トン分のＣＯ２削減効果のある改修を実施し、脱炭素社会の実現に貢献した。 このほか、脱炭素社会の実現に資するＵＲ賃貸住宅ストックの改修等として、管理サービス事務所への太陽光発電設備の設置、共用灯・屋外灯のＬＥＤ化等を実施した。	整に加え、試験施工住戸のモデル公開、施工内容を分かりやすく紹介する動画の提供等を実施するなど、居住者の理解と協力を得て進める工夫により改修を実施し、計 8,860 戸にて交換を実施した。 　また、令和９年度の蛍光灯製造廃止を見据え、住戸内照明器具のＬＥＤ化に着手した。居住中住戸においては、居住者の理解と協力を得られるように、全国自治協に対して対象器具を図示したうえで説明を行ったほか、管理報へＬＥＤ化着手のお知らせを掲載するなど工夫を図った。その他省エネ改修についても推進し、計画値を上回る 2,365 トン分のＣＯ２削減効果量を達成、脱炭素社会の実現を推進した。 　以上により、地域や団地の特性等を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力して、ＵＲ賃貸住宅ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりを推進するなど、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、Ａ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害から復旧・復興の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標　７：都市再生・地域再生の推進 施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第１項並びに第２項第１号、第２号及び第６号から第８号等
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 ＜Ⅰ－３－（２）災害からの復旧・復興支援＞ 　国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧・復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。 困難度：「高」 ＜Ⅰ－３－（１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施＞ 　原子力災害被災地域での復興事業は、未だ多くの住民が避難中であり、早期の住民帰還を実現するため、遅延することなく計画どおりに確実に進める必要があることなど、事業実施に当たっての制約が多いことから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	R10 年度

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
						「地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進」 ※細分化した項目（１）～（３）の評定の算術平均により算定 （ Ａ４点×２項目×２＋Ａ４点×１項目 ）÷（１項目×２＋１項目）＝4.0点 ⇒算術平均に最も近い評定は「Ａ」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、Ｓ：５点、Ａ：４点、Ｂ：３点、Ｃ：２点、Ｄ：１点とし、重要度の高い項目については加重を２倍としている。 評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施 復興拠点整備事業等をハード・ソフトの両面において着実に進め、令和７年度における所期の目標を達成していること、３町の居住人口の増加や関係人口の創出に貢献していることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 （２）災害からの復旧・復興支援について 能登半島地震からの復旧に向けてこれまでの経験や活動を活かした復旧・復興の取組を実施、また、防災集団移転促進事業への支援など地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められること、地方公共団体向けの防災研修プログラムや市民向けの防災イベントを通じて災害対応の知見やノウハウの普及活動を実施していること、令和７年度における所期の目標を上回っていることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・いずれの項目においても所期の目標を上回る成果が得られたと認められる。特に、災害対応に関する研修や啓発活動は高く評価される。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３－（１）	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第１項並びに第２項第２号、第６号及び第７号等
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」 原子力災害被災地域での復興事業は、未だ多くの住民が避難中であり、早期の住民帰還を実現するため、遅延することなく計画どおりに確実に進める必要があることなど、事業実施に当たっての制約が多いことから、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
予算額（百万円）	8,187	10,634	－	－	－
決算額（百万円）	11,483	10,527	－	－	－
経常費用（百万円）	12,914	11,994	－	－	－
経常利益（百万円）	△38	22	－	－	－
行政コスト（百万円）	12,926	11,994	－	－	－
従事人員数（人）	86	89	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 **（１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施** 原子力災害被災地域においては、復興・再生が本格的に始まり、帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の整備等が進んでいる。 このため、機構は、引き続き、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しながら、復興拠点整備事業等を着実に実施するとともに、地元の意向を汲み取りながら、コミュニティ再生や賑わいづくりのためのソフト施策も行うこと。 また、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進めること。	**３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進** **（１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施** 福島県の原子力災害被災地域については、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、復興・再生が本格的に始まる中、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の整備等を着実に進めるため、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。 被災地方公共団体等から委託を受けた復興拠点整備事業等（令和 10 年度までに約 216ha の宅地等整備完了）を各被災地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施するとともに、コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、地域活動拠点での活動や情報発信等を行い、交流人口や関係人口の創出・拡大を図る。 さらに、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進める。	**３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進** **（１）東日本大震災からの復興に係る業務の実施** 福島県の原子力災害被災地域については、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、復興・再生が本格的に始まる中、帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の整備等を着実に進めるため、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。 被災地方公共団体等から委託を受けた復興拠点整備事業等（約 216ha）を各被災地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施するとともに、コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、地域活動拠点での活動や情報発信等を行い、交流人口や関係人口の創出・拡大を図る。 さらに、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進める。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・復興拠点整備事業約 216ha について、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の整備を令和 10 年度までに完了 ＜評価の視点＞ ・原子力災害被災地域における早期復興の実現のため、被災地方公共団体から委託を受けた復興拠点整備事業等について、遅延することなく計画どおり着実に進めているか。 ・コミュニティ再生や賑わいづくりのため、地元町等と連携し、交流人口や関係人口の創出・拡大に資する取組を推進しているか。	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ ・復興拠点整備事業約 216ha について、宅地等の整備を令和７年度までに 186ha 完了 ・東日本大震災の復興支援業務については、令和３年度から令和７年度までの５か年が「第２期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 ・福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハード・ソフト両面からの復興まちづくりを行っている。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、３町（大熊町・双葉町・浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等約 216ha のうち令和６年度末までに約 186ha の引渡しが完了した。 また、令和６年度から、復興庁から福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の敷地整備約 16.9ha の造成設計及び工事を受託し、前例のない国直轄事業に取り組んでいる。	＜評価と根拠＞Ｉ－３－（１） 評定：Ａ ＜評価の概要＞ 住民・経済活動がゼロからのスタートになった原子力災害被災地において、国の復興基本方針に沿い、町の意向に応じた復興拠点整備事業等を着実に推進し、累計約 186ha の宅地等を整備した。 【全体】 各町の課題を踏まえたソフト支援と両面で復興まちづくりの支援を実施した。 双葉町について、機構が整備した敷地に町民待望の商業施設（スーパーマーケット）が開業し、加えて、多くの方が集まり賑わいの場となる双葉運動公園地区の基盤整備を新たに受託した。「ちいさな一歩プロジェクト」の事務局承継に向けたマニュアル整備、大学の共同研究チームとの地域活動拠点「FUTAHOME」での活動支援など、地域の自走に向けて着実に前進した。 浪江町について、浪江駅周辺での交流・商業施設等の令和８年度の起工に併せて整備した敷地を町に引渡した。新旧の地域プレイヤーの交流も促進した。復興庁から受託している「F-REI」の敷地整備では、令和７年 12 月までに１期工事（土搬入・盛土）完了した。先行して整備予定の本部棟施設用地の早期引渡しに向けて、工事を着実に	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 困難度「高」である本項目において、年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 機構は、令和３年度から令和７年度までの５か年が「第２期復興・創生期間」と位置付けられたことから、東日本大震災からの復興に係る業務を引き続き機構の最優先業務に位置付け、以下の取組を実施した。 ・福島の原子力災害被災地域において、３町（大熊町、双葉町、浪江町）の意向に応じた復興拠点整備事業等を着実に推進し、令和７年度末までに累計約 186ha の宅地等を整備した。双葉町においては、整備した敷地に商業施設（スーパーマーケット）が開業し、浪江町においては、駅周辺の整備した敷地を町に引渡し、令和８年度に交流・商業施設等が起工されることとなった。 ・双葉町における「ちいさな一歩プロジェクト」の事務局承継に向けたマニュアルの整備、大学と共同による地域活動拠点「FUTAHOME」での活動の支援などのソフト支援を、ハード支援と一体として実施し、地域の自走に向けた取組を推進している。 ・復興庁から受託している福島国際研究教育機構（F-REI）の敷地整備は、１期工事（土搬入及び盛土）を完了し、本部棟施設用地の早期引渡しに向けた工事を着実に推進している。 復興拠点整備事業等を着実に進め、中期計画における所期の目標を達成していること、３町の居住人口の増加や関係人口の創出に貢献していると認められることを総合的に勘案し、「Ａ」評定とする。

					情報発信について、東日本大震災から15年の節目を迎え、記憶の継承及び被災地の今を伝える情報発信の充実を図った。 復興支援に携わった職員のインタビューや機構の支援実績を掲載した特設サイト「復興の道のり」を機構のＨＰ上に開設した。併せて、過去の災害対応支援の紹介ページも整理体系化した。 「０からの復興まちづくり」をテーマとし、原子力災害被災地の現状の取材や、人口減少時代の復興デザインに関する大学教授との対談記事を週刊誌に掲載した。 社内向け講演会として、機構が支援した南三陸町の前町長の講演・職員とのパネルトークを開催した（令和８年２月）。機構の復興支援の取組とともに対外的に発信した。 震災復興企画展について、甚大な被害の実相を伝える駅看板や放射線防護服などを被災地の伝承館の協力を得て特別に展示した。 併せて機構の復興支援をパネルで紹介した。 まちとくらしのミュージアム	推進している。 大熊町について、基盤整備では、地元要望のあった五差路交差点のラウンドアバウトに対応するとともに、第３の拠点となる西大和久地区の拠点整備に新たに着手した。各拠点地区間の連携を強化するため、町とＵＲが主体となり指定管理者や商工会などを構成員とする「大熊町にぎわい創出連絡会議」を令和７年度より開催し、地域へのノウハウ承継を推進した。 情報発信について、東日本大震災から15年を迎え、震災の記憶の継承及び被災地の今を伝えることを目的として情報発信を充実した。「東日本大震災 15 年復興の道のり」としてＨＰに特設ページを開設した。被害の実相を展示物で伝える「震災復興企画展」を名古屋で初開催した。学生向けスタディツアーでは「るるぶ」制作体験や地域プレイヤーとの交流など内容を充実させた。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・福島の被災地で支援を継続している点は意義深い。 ・国の復興基本方針に沿い、町の意向に応じて復興拠点整備事業等を着実に推進してきた実績が評価される。東日本大震災から 15 年が経過して記憶の風化が懸念される中、復興企画展をはじめとする情報発信の各種取組は意義深い。 ・困難度「高」である項目において、ハード・ソフトの両面において着実に計画や取組等を実施し、３町の居住人口の増加等も認められ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・困難度の高い本項目について、３町の意向・課題に対応した復興まちづくりを支援し、居住人口の増加等に貢献しているなど、A評価は妥当と考える。 ・福島県の原子力災害被災地域の復興支援については、困難であるところ、ＵＲの専門性を活かした継続的な努力がされており、高く評価できるため、A評価で問題ないと考える。今後とも地元の地方公共団体と連携し、少しでも被災地域の復興が進むよう継続的に努力されたい。

					（令和８年２～３月）に加え、中部地方整備局と共催する防災シンポジウムの機会を捉え、名古屋市でも初開催した（令和７年 11 月）。被災地応援マルシェを併催し、地域のＰＲ・来場者増に寄与した。 福島県浜通りを巡る学生向けスタディツアー（令和７年８月）を開催した。被災地の復興に関心を持つきっかけづくりとなる現地ツアーを、３年連続で開催した。震災を学ぶ施設見学やまち歩きとともに、復興の今に触れるため、地域プレイヤーとの交流を充実した。ワークショップでは、新たに「るるぶ」の制作体験を採り入れ、現地での経験や実感を込めて発信した。 ツアー３年の振返り・検証として、過去参加者へインタビューを実施したところ、意識変容、関係人口創出への寄与、情報発信の効果を確認した。今後も継続して地域に関われる仕組みを検討予定である。 【双葉町】 駅西側地区では、町からの受託により住宅用地等を整備し、段階的に引渡し（令和７年度 1.4ha／累計 8.3ha）を実施した。機構が整備した敷地に商業施設（スーパーマーケット）が開業（令和７年８月）した。 旧市街地のまちなか再生に向け、旧東邦銀行双葉支店を起業支援拠点へ改修するための設計業務の発注者支援を実施した（～令和７年 10 月）。施設運営の指定管理者公募に係る支援も開始（令和	＜具体的な事例・評価＞ 【双葉町】 駅西側地区では、「新たな生活の場」として公共施設等の再整備や新たな住宅団地の整備に向けて基盤整備を推進した。機構が整備した敷地上に商業施設等が立地し、新たな生活の場が着実に形成した。	

					７年11月～)した。 機構が共同事務局を担う「ちいさな一歩プロジェクト」では、飲食など商業ニーズの把握や出店者同士の交流を促進した(令和７年度４回開催)。事務局機能を地域の主体に引き継げるよう運営マニュアル整備等を実施した。民間主体の地域活動拠点 FUTAHOME（ブティックを改修し令和７年２月開業）では、大学の研究チームと共同で、まちの思い出や将来を語り合う「FUTABA を HOME あう会」を計９回開催した。町内外の住民や地域プレイヤーの交流を促進した。 双葉運動公園地区では、これまでの支援実績から、基盤整備に関する協力依頼文を町から受領(令和７年11月）し、令和８年１月に基盤整備事業を受託した。 中野地区では、町から基盤整備事業を受託し、事業所・研究施設用地の基盤整備を進め、段階的に引渡し (令和７年度 1.2ha／累計46.6ha)を行った。 【浪江町】 浪江駅周辺地区では、駅周辺の復興拠点整備事業を町から受託した。機構が町・ＪＲ等の関係者を総合調整し、事業を推進した。 また、交流・商業施設・住宅用地の敷地整備を進め、令和８年度	「ちいさな一歩プロジェクト」では、イベントによる関係人口を増やす取組や、令和７年２月に開所した拠点 FUTAHOME を活用した地域プレイヤーのネットワーク構築によりまちづくりの機運を醸成した。 また、機構が運営支援する FUTAHOME を拠点として「FUTABA を HOME あう会」を実施し、町内外の住民やプレイヤーの交流を促進した。 双葉運動公園地区では、町の復興まちづくり計画(第三次)に位置付けられる「屋外アクティビティエリア」として、健康増進・余暇活動の拠点整備に関する協力依頼文を町から受領(令和７年11月)し、令和８年１月に基盤整備事業を受託した。 中野地区では、町の復興の先駆けとなる「働く拠点」の整備のため、基盤整備を着実に進め、企業立地が進展している。町内の工事で発生した建設発生土の運土計画の調整を行い、中野地区内で仮置き場対応を行う等、オーダーメイドに対応した。 【浪江町】 浪江駅周辺地区では、「まちの顔」として、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画をもとにＪＲ浪江駅前に交流・居住・商業機能を整備した。 また、地域活動に参加し、地域で	

					の起工に向けて引渡し(当地区で初令和７年度 3.4ha)を行った。 　また、移住者を中心とした若手地域プレイヤーと行政区長等との新旧住民の関係構築を機構が間に立って支援地域の将来を見据え、住民との対話機会となるワークショップを町と共同で開催(令和７年４月)した。町の地域活性化施設の開所に向け、KUMA・PREのノウハウを反映した運営マニュアルを整備し、駅周辺の賑わいづくりのため、町によるエリアマネジメント体制の準備検討の支援を実施した。 　F-REI 地区では、復興庁から受託した敷地整備等の設計・工事を推進した。令和７年４月に起工式を実施し、１期工事(土搬入・盛土)を令和７年 12 月までに予定どおり完了した。 　基盤整備と建築設計が同時並行する中で、復興庁、国交省、浪江町等の関係者と綿密に調整し、敷地整備等の設計変更に柔軟に対応した。 令和８年３月に２期工事に着手した。本部棟敷地(令和 10 年度完成予定)の先行引き渡し(令和８年９月)に向けて、工事を着実に推進している。 【大熊町】 　下野上地区では、町から復興拠点整備事業を受託した。駅前施設用地・産業拠点敷地の整備工事を進め、段階的に引渡し (令和７年度 9.2ha／累計 39.7ha)を実施した。 　また、地元要望を受け、交通量の増加が見込まれる主要道路の	活動する団体との関係を構築した。地域のイベントに出店し、浪江駅周辺地区の一団地事業に係る住民との対話機会の確保を行い、情報発信・ＰＲを実施した。 　F-REI 地区では、福島の世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として研究施設整備を推進している。 【大熊町】 　下野上地区では、町の中心部だったＪＲ大野駅前周辺における復興拠点として、住宅・産業・交流エリアの整備を実施した。	

					交差点(五差路を含む)の２か所をラウンドアバウト化(令和７年10月)を実施した。 KUMA･PRE閉館(令和６年12月)に伴い、培った役割・機能を、町や大野駅西交流エリアの指定管理者(ＢＴＣ)に承継した。各拠点地区の連携を強化し、継続的な町全体のにぎわい創出を目指し、町が主催･機構が事務局となり大熊町にぎわい創出連絡会議」が発足した(令和７年６月)。町内施設の指定管理者や観光協会、まちづくり公社等が参加した。事業者間連携のプラットフォームとして意見交換等を実施した。 今後、令和８年度末までに持続可能な官民連携体制を構築し、令和９年度から事務局機能の承継を予定している。 「OKUMA お花プロジェクト」は、 花植えや定期作業会を通してコミュニティ形成や交流を促進するため「KUMA・PRE」の敷地内から始まった活動を町内の担い手へ引き継げるよう支援を実施した。 西大和久地区では、町の要望により新たな復興拠点の基盤整備工事を受託し、工事に着手(令和７年10月)した。	西大和久地区では、産業･研究施設、商業施設の誘致とともに、平時は町民が憩える防災機能を有する広場等の基盤整備工事を受託し、工事に着手した。 以上により、困難度「高」の本項目において、機構のノウハウや総合力を発揮しハード・ソフト一体となった支援の結果、各町の復興拠点整備が着実に進捗し、住民のネットワークづくり、地域プレイヤーへのノウハウ承継等、まちづ	

						くり機運の醸成に尽力した。震災の記憶の継承に向けた取組も充実した。各町の居住人口が１年で１～２割程度増加していることや、関係人口創出などの効果が表れていることも総合的に考慮し、Ａ評定とする。	

４．その他参考情報
２．主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に１．１倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の増によるものである。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進 （２）災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標　７：都市再生・地域再生の推進 施策目標２５：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第１項第６号並びに第２項第１号及び第８号等
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧・復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数（計画値）	75 回	－	15 回	20 回	－	－	－
地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数（実績値）	－	－	36 回	31 回	－	－	－
達成率	－	－	240%	155%	－	－	－

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度
予算額（百万円）	107,646	114,902	－	－	－
決算額（百万円）	98,226	96,316	－	－	－
経常費用（百万円）	211,694	96,259	－	－	－
経常利益（百万円）	2,485	18,136	－	－	－
行政コスト（百万円）	211,835	101,084	－	－	－
従事人員数（人）	36	49	－	－	－

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、機構がこれまで培ってきた経験･実績や専門性･ノウハウを活かし､平時から、地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るとともに、大規模な自然災害等が発生した場合においては、被災地域の復旧・復興に向けた支援を円滑に実施することが必要であり、令和６年能登半島地震の被災地への支援についても、地域のニーズを踏まえた対応が求められる。 このため、機構は、次の取組を行うこと。 ・地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るため、人材育成やノウハウの継承等に資する研修・啓発活動を実施すること。 ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請、依頼に応じ、発災後の職員派遣等の初動対応、復旧・復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時における地方公共団体等への復旧・復興支援を継続的に実施できるよう、機構のノウ	**（２）災害からの復旧・復興支援** 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、これまで関係を構築してきた地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を効果的に図るため、地方公共団体等に対して、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災等の自然災害における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を実施する。	**（２）災害からの復旧・復興支援** 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、これまで関係を構築してきた地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を効果的に図るため、地方公共団体等に対して、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災等の自然災害における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を実施する。	＜主な定量的な指標＞ ・ 地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数 15 回 ＜その他の指標＞ ・ 被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・ 災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 ・ 防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動の実施回数 ＜評価の視点＞ ・発災時の円滑な対応に向けて、これまでの機構の経験を活かし、ノウハウ継承、復	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・地方公共団体等における災害対応 力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数 31 回 ＜その他の指標＞ ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業の実施地区数等 ２地区 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧･復興支援のための機構職員に対する訓練､研修等の実施回数 ８回 ・防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動の実施回数 38 回	＜評定と根拠＞Ⅰ-３-（２） 評定：Ｓ ＜評価の概要＞ 災害が激甚化・頻発化する中で、東日本大震災をはじめとした支援や様々な事業を通じて蓄積してきたノウハウを結集し、災害対応支援業務に全社を挙げて尽力した。 令和６年能登半島地震・豪雨からの復旧・復興に向け、膨大なインフラ工事の本格化に向けた総合調整支援、災害公営住宅の整備、復興のシンボルとなる朝市エリア等での復興まちづくり事業支援の受託など、地域の要請と、復旧・復興の段階に応じた支援を継続した結果、石川県から感謝状を受領した。 災害対応の知見やノウハウを防災研修プログラムとしてパッケージ化し、地方公共団体等からの依頼に最大限応えて 31 回提供した。実際の建物を用いた本番さながらの演習や、広域連携の促進、継続的な支援など、地域特性やニーズに即し研修効果を高める工夫も行い、地方公共団体の災害対応力向上に貢献した。 国等の関係機関と連携した防災イベント等で、機構の災害対応支援業務を積極的に発信した。 また、流域治水の取組として、茨城県大洗町での全国初（発災前）となる差込み型の防災集団移転促進事業の支援を継続し、防災専門家の派遣などを通じて住民の合意形成を促進した。 機構の組織として質の高い災害対応支援を継続するため、災害対応	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回っていると認められる。 ・地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数について、年度計画での目標「20 回」に対し、実績値「31 回（達成率 155%）」であった。 機構は、災害からの復興・復旧支援の推進に当たって、①発災時の円滑な対応に向けた支援、②災害からの復旧・復興支援、③災害の発生に備えた支援体制の整備として、以下の取組を実施した。 ①　発災時の円滑な対応に向けた支援 ・平時から復興までの知見やノウハウをまとめた「ＵＲ防災研修プログラム」を、地方公共団体等へ 31 回提供し、併せて、地域のニーズを踏まえた実践的な演習や広域連携の促進などの工夫を行ったことで、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与した。 また、防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動を 38 回実施した。 ②　災害からの復旧・復興支援 ・令和 6 年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨からの復旧・復興に向け、膨大なインフラ工事の実施に向けた総合調整支援、災害公営住宅の整備、復興のシンボルとなる朝市エリア等での復興まちづくり事業支援の受託など、地域のニーズを踏まえた支援を実施し、県からも評価されている。 ・茨城県大洗町から委託を受けて防災集団移転促進事業を支援し、防災専門家の派遣などを通じて住民の合意形成を促進した。 ③　災害の発生に備えた支援体制の整備

	ハウの蓄積・継承等の人材育成及び組織体制の構築に取り組むこと。			旧・復興への対応能力向上を図るため、地方公共団体等に対して事前防災や復旧・復興に係る研修など積極的な支援を行ったか。 ・災害が発生した際には、国等からの要請・依頼に応じて、復旧のための職員派遣等の支援や、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行ったか。 ・機構内において、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援のための人材育成やノウハウ蓄積・継承を図っているか。		支援登録者を大幅に増員した。復興等技術継承者による実践的な講義など、職員に対する訓練・研修等に新たな内容を盛り込み実施した。	・人材育成及びノウハウ継承のため、機構職員に対する訓練・研修等を８回実施した。 ・研修を通して機構の組織として質の高い災害対応支援を継続するため、災害対応支援登録者を大幅に増員。また、復興等技術継承者による実践的な講義など、職員に対する訓練・研修等に新たな内容を盛り込み実施した。 これらを踏まえ、令和７年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施していること、これまでの経験や活動を活かした復旧・復興の優れた取組を実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。
		①　発災時の円滑な対応に向けた支援 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を中期目標期間中に 75 回提供する。	①　発災時の円滑な対応に向けた支援 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を令和６年度において 15 回提供する。		①　発災時の円滑な対応に向けた支援 地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を令和７年度において 31 回提供した。 島根県においては、災害派遣を想定した調査の実地訓練の支援（令和７年５月）を実施した。 宮崎県において、地方公共団体の横連携強化に向けた支援（令和７年 11 月）を実施した。	＜具体的な事例・評価＞ 島根県では、座学のみでは災害派遣時の被害認定調査に不安があるとの声があり、実地演習の導入を求める要望が市町村から県に複数寄せられたことから、実際の建物を被災住家に見立て、発災時の状況を疑似的に再現した実地演習を企画・提案した。 また、損傷程度を印刷した布や傾斜測定を模擬的に実施できるパネルなど、独自の教材を提供した結果、「本番さながらの調査を体験できた」との評価を多数頂き、他の都道府県にも本事例をモデルとして横展開の予定である。 宮崎県では、南海トラフ巨大地震への危機意識が高まる中、発災時の応援受援体制の構築に加え、九州ブロック全体としての災害対応力向上を図りたいとの要望から、座学だけでなく、実際の建物を用いた危険度判定を実践した。機構がハブとなり九州他県の職員も参加、結果、九州ブロックの横連携及びブロック	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・過去の災害対応の経験を研修や実践支援として体系化し、地域の防災力向上につなげていることは意義深い。ＵＲならではの取組として、地方公共団体に幅広く知識の移転をお願いしたい。 ・災害対応の知見やノウハウを内部で抱え込むのではなく、地方公共団体向けの防災研修プログラムや、市民向けの防災イベントを通じて普及したことが評価される。茨城県大洗町のような防災集団移転促進事業は気候変動を背景に重要性が高まっており、全国に支援事例が増えることを期待したい。 ・定量目標を達成しているほか、防災研修プログラムをパッケージ化して防災研修を提供するなど、社会的な貢献が一定程度認められるが、質的に顕著な成果が得られているとまでは言えないため、A評価で良いと考える。

					青森県において、県建築部局への継続的な支援（令和７年８月）を実施した。 各種防災イベントについて、講演やパネル展示等による機構の災害対応支援業務の啓発活動として 38 回実施した。 ぼうさいこくたい 2025（新潟）では、「語り合い・支え合い～新潟からオールジャパンで進める防災・減災～」をテーマにブースにてパネル等の展示を実施（令和７年９月）した。 災害に強いまちづくりシンポジウム（名古屋市）を実施（令和７年 11 月）した。 流域治水の取組として、大洗町から防災集団移転促進事業に係る相談を受け、受託契約を締結し	主体での研修実施計画策定を後押し、参加した職員が研修で得た知見を持ち帰ることで各県の災害対応力向上にも寄与した。 被災経験の少なさによる知識・経験不足を補うため、研修を通じて災害への危機意識及び当事者意識の向上を図りたいとの要望から、県から継続的な支援要請した。令和７年度は需要の高い被災宅地危険度判定マネジメント研修を実施した。機構の支援事例や、他自治体の先進事例を踏まえ、事前の受援計画準備の重要性を伝える研修にカスタマイズを行った結果、「受援体制を見直したい」等の感想から、県内職員の災害に対する当事者意識の向上を確認した。 ぼうさいこくたい 2025（新潟）では、テーマの「語り合い・支えあい」に沿う新潟県糸魚川市大火の支援事例（現地のつながり、防災に関わる合意形成）等をパネル化した。日常的なコミュニティ形成の重要性を紹介した。 災害に強いまちづくりシンポジウム（名古屋市）では、最新の被害想定を踏まえ、南海トラフ巨大地震をテーマに、国交省中部地方整備局と共催約 310 人が参加し、アンケートでは「事前防災の重要性を認識できた」など約９割が高評価を得た。 町と住民との移転合意形成促進に向け、機構は、移転に伴う税制制度の紹介や、建物除却後の基礎部分	・重要度の高い本項目で、定量目標を上回る実績を達成していること、実際の建物を用いた本番さながらの演習を取り入れる等、より効率的な防災研修を提供する等、より良質な業務に取り組み、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると考える。他方、現時点で目標を顕著に上回る成果をもたらしていると判断するのは困難なため、A評価が妥当と考える。 ・能登半島地震・豪雨からの復旧・復興支援については、ＵＲが業務内で大変努力されていることは理解しているが、地方公共団体の動きも含めて、（特に東日本大震災の際と比較すると）やはり少々進捗が遅いように感じている。輪島朝市エリアの区画整理もようやく地元市との協定締結段階であり、現時点でそのＵＲの業務成果を評価することは時期尚早であると考える。 ・地方公共団体への研修の提供回数は、計画値を大きく超えて達成しており、量的には高く評価できるものの、基本的には標準的な研修プログラムが既に準備されており、地域のニーズに合わせて演習を追加するなど多少の変更を工夫されてはいるが、質的に顕著な成果を達成しているとまで言うことは難しいように感じる。そもそも研修プログラム提供の目的は、まずは広く多数の地方公共団体に提供することであり、効率性を考えるとどうしても定型的な内容の提供とならざるを得ず、項目の性格からして、質的な成果を求めることが困難であるように思われる。質的な成果を求めるのであれば、例えば、現在のプログラムは全て 1 日で終了するものとして設計されているが、これらを数日間のプログラムに拡張するなど、標準的なプログラム自体の選択肢を拡充するような検討が必要ではないか。 ・復興等技術継承者のように、ＵＲ職員のノウハウを次世代に継承する仕組みは大変重要であると考える。大きな災害はそう頻繁に起きるものではないことを考えると、こうした

					た（令和５年２月）。 既成市街地の空地を移転先として活用する差込み型の移転計画としては全国初となる事業計画の国土交通大臣同意（令和６年６月）に貢献した。 町と住民の移転合意形成を促進するため、機構は税制や除却後の基礎処理に関する技術支援を実施したほか、ＵＲ防災専門家を勉強会に派遣し住民理解を促進した。 その結果、事業主体である町では、計画を上回る 29 件の補償契約を締結した。 これらの取組を他地域への横展開に向けて、国や民間団体が主催する会議等での共有やメディア・学術機関を通じた紹介を行った。問合せがあった地方公共団体に対し機構から助言した。	の取扱いに関する課題に対して、技術的支援を実施した。 また、移転元地の利活用が課題と考えていた町から住民との議論を深めたいと相談を受け、ＵＲ防災専門家（機構が委嘱する、防災に関する多様な知識・経験を有する外部有識者）を町主催の勉強会へ派遣した結果、住民の理解が進み、事業主体の町では、予定していた 10 件/年を上回る 29 件の補償契約を令和７年度末までに締結した。さらに、元地活用に向けた「まちづくり協議会」が町民主導で発足する見込みとなった。このような流域治水の取組の横展開に向け、国や民間団体が主催する会議等でこれまでの事業の知見や課題を共有し、メディア・学術機関に大洗町の取組を紹介した。問合せがあった地方公共団体に対し機構から助言した。	研修には積極的にＯＢを活用することも必要ではないかと考える。
		②　災害からの復旧・復興支援 災害が発生した際には、情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、住家の被害認定業務支援要員や危険度判定士の派遣等の支援を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのＵＲ賃貸住宅の貸与等を行う。 また、これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、円滑な復旧に向けた支援、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 令和６年能登半島地震にかかる支援については、地域の	②　災害からの復旧・復興支援 災害が発生した際には、情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、住家の被害認定業務支援要員や危険度判定士の派遣等の支援を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのＵＲ賃貸住宅の貸与等を行う。 また、これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、円滑な復旧に向けた支援、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 令和６年能登半島地震にかかる支援については、地域の		②　災害からの復旧・復興支援 令和６年能登半島地震・豪雨からの復旧・復興支援について、令和７年度から現地事務所の体制を強化した。地域のニーズを踏まえ、復興まちづくり事業の推進や災害公営住宅の整備、災害復旧・復興工事の加速化など、復旧・復興の段階に応じた支援を継続的に実施した。 災害復旧・復興工事の加速化支援について、令和７年３月に県と「石川県奥能登地域における災害復旧・復興の加速化に向けた連携協定」を締結した。令和７年 12 月、石川県から感謝状を受領した。 災害公営住宅整備支援では、災害公営住宅の円滑な整備推進の	道路、河川等の復旧・復興工事の本格化に向け、奥能登地域では工事量が膨大な一方で市町の工事発注経験が少ないことが課題であったが、「令和元年東日本台風」での長野県の復旧工事マネジメント支援で機構が培ったノウハウを活かし、市町の自走も見据えた総合的な支援を実施した。 東日本大震災や熊本地震等での機構の支援実績が評価された。	

		ニーズを踏まえ、適時適切に実施する。	ニーズを踏まえ、適時適切に実施する。		協力に関する基本協定を輪島市・珠洲市と締結した（令和７年４月/令和７年６月）。輪島市では技術支援を実施し、市発注工事の早期化に寄与し、珠洲市から要請（令和７年９月）を受け、事業者選定公募の上、市内の内浦地区では初となる飯田町吾妻町団地において設計業務を開始、整備に着手（令和８年１月）した。 　復興まちづくりに係る支援について、技術系職員数や面整備事業の経験が少ない輪島市の要請を受け、朝市エリアでの土地区画整理事業の推進に関する協定を締結した（令和８年２月）。令和12 年度の再生を目指し、事業推進を支援（令和８年３月 26 日市が道路整備に着工）した。 また、市のまちづくり協議会の事務局支援や、地元高校生発案のイルミネーションイベント（令和７年 12 月）の支援により、復興に向けた機運を醸成した。		
		③　災害の発生に備えた支援体制の整備 　災害の発生に備え、内部研修等を通じて、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。	③　災害の発生に備えた支援体制の整備 　災害の発生に備え、内部研修等を通じて、平時の地方公共団体支援や復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。		③　災害の発生に備えた支援体制の整備 　発災に備えた社内訓練については本社総合災害対応訓練と、全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練の計２回実施した。 　人材育成やノウハウの蓄積・継承については、災害時に派遣する要員育成のための研修や、特定の災害や事業で得られたノウハウの継承を目的とした研修を計６回実施し、訓練と研修で合計８回実施した。 　機構が組織として機動的で質の高い災害対応支援を継続できるよ	災害対応支援登録者の能力向上に対する研修について、発災時の支援ニーズが高い調査マネジメント業務について、機構による過去の支援経験を踏まえた調査計画の策定プロセスを実践的に習得するケースメソッド演習を実施した。 　また、能登半島地震の際に、現地での支援を経験した職員から、実際の業務内容や課題等を共有した。 　復興事業のノウハウを受け継ぐ人材育成に係る研修について、東日本大震災で事業に携わった技術継承者が講師となった研修を実施した。 　【基礎研修】では、復興事業の概要・事業段階に応じた知見の共有、	

					う、災害発災時の支援要員となる「災害対応支援登録者」を約100名大幅に 増員した（令和６年度約700名→令和７年度約800名）。支援登録者に技術提供等を通じ、ノウハウを蓄積・継承する「復興等技術継承者」を12名増員した（令和６年度約90名→令和７年度102名）。現場ニーズを踏まえ、復興等技術継承者が講師となるケースメソッド演習等を社内研修で新たに実施した。	事業地区の現地視察を行った。 【応用研修(新規)】では、事業の技術的な内容、復興事業を疑似体験できるケースメソッド演習を行い、効果的な継承方法・人材育成方策についても整理した。 以上により、重要度「高」の本項目において、令和６年能登半島地震の復旧・復興に向けた継続的取組について県から評価を受けるとともに、平時からの備えとなる研修の実施回数についても質を高めながら定量目標の計画値を大幅に上回り達成した。防災意識の啓発や組織としてのノウハウ継承にも取り組み、大きな成果を挙げていることを総合的に勘案し、Ｓ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１、２	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　効率的な運営が行われる組織体制の整備 （１）効率的・効果的な組織運営 （２）管理会計の活用による経営管理の向上 ２　デジタル化（ＤＸ）の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅳ　業務運営の効率化に関する事項 **１　効率的な運営が行われる組織体制の整備** 政策課題への対応及び持続的な経営基盤の確立を両立するため、継続的に事務・事業や組織の点検を行いつつ、効率的・効果的な業務運営が行われる組織体制の整備を図ること。	**Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　効率的な運営が行われる組織体制の整備** **（１）効率的・効果的な組織運営** 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、社会経済情勢の変化に対し的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	**Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　効率的な運営が行われる組織体制の整備** **（１）効率的・効果的な組織運営** 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、社会経済情勢の変化に対し的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要なメリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。 ・顧客満足度の向上につながるサービス提供や、業務効率化や生産性向上を図るため、情報システムの適切な整備及び管理を行い、必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（ＤＸ）を推進できているか。	＜主要な業務実績＞ ＤＸ推進･情報システム構築等のための総合的な体制の整備、ストック再生事業に係る執行管理体制等の強化、令和６年能登半島地震復興支援の進捗に応じた体制の整備等を図るべく、事務・事業や組織の点検及び見直しを行った。	＜評定と根拠＞Ⅱ－１－（１）（２）、Ⅱ－２ 評定：Ｂ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 組織体制の整備に当たっては、ＤＸによる生産性向上・新たなサービスの創出を推進しつつ、サイバー攻撃等の有事における一体的かつ即応性のある体制の整備、ストック再生事業に係る執行管理・部門間連携の強化等、メリハリの効いた組織体制を整備するべく、事務・事業や組織の見直しを行うことで、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げられる組織体制を構築した。	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は５名全員が「Ｂ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・サイバー攻撃等への体制の整備や全職員へのDX リテラシー向上の推進等がなされており、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
	（２）管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	**（２）管理会計の活用による経営管理の向上** 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。		管理会計を活用し、部門別及び圏域･地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。 また、研修の実施等により経営管理に対する意識の更なる強化を図った。	管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。	
２　デジタル化（ＤＸ）の推進 政策実施機能の最大化に資するＩＴの整備、業務の効率化や生産性の向上、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスの創出・提供、ＤＸの推進に必要な知見を有する人材の確保･育成を図ること。	**２　デジタル化（ＤＸ）の推進** 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整	**２　デジタル化（ＤＸ）の推進** 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整		第５期中期目標期間中の行動計画である「ＤＸアクションプラン」に基づき、各部門においてサービス向上や業務効率化に資する施策を推進した。今年度は賃貸住宅部門においてＵＲ賃貸住宅居住者向けのサービス向上に資するアプリ開発などを進めたほか、全職員が生成ＡＩ（Copilot	ＤＸアクションプランに基づき、各部門においてサービス向上や業務効率化に資する施策が実施され、全職員のＤＸリテラシー向上とデジタルコア人材の確保・育成についても着実に推進した。	

	その際、システムの整備及び管理に当たっては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）及びデジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり行うこと。	備及び管理を行い、ＤＸリテラシーや専門性の向上に資する研修の実施、ＩＴ関連の資格取得の奨励等により必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（ＤＸ）の推進に努める。 デジタル技術の高度化に対応し、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスを創出・提供することで顧客満足度を高め、新たなシステムの構築・運用及びＩＴの整備をＰＭＯの下で計画的に進めるとともに、業務プロセスの継続的な見直しによる更なる業務効率化や生産性向上を図る。	備及び管理を行い、ＤＸリテラシーや専門性の向上に資する研修の実施、ＩＴ関連の資格取得の奨励等により必要な人材の戦略的な確保・育成を図りつつ、デジタル化（ＤＸ）の推進に努める。 デジタル技術の高度化に対応し、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスを創出・提供することで顧客満足度を高め、新たなシステムの構築・運用及びＩＴの整備をＰＭＯの下で計画的に進めるとともに、業務プロセスの継続的な見直しによる更なる業務効率化や生産性向上を図る。		Chat）を利用可能となる環境を整備、会議内容の整理や情報収集に活用を開始した。 また、全職員（令和８年３月時点での IT パスポート資格の取得者数 603 名（前年比＋48 名））のＤＸリテラシー向上のための研修と将来のデジタルコア人材の候補となる職員であるＤＸプロデューサー（令和７年度に新たに 41 名認定し、昨年度までに認定した 57 名と併せ計 98 名）に対する研修を実施した。 情報システムの適切な整備及び管理については住宅管理系システムのうち分譲・宅地管理、共益費・水道管理、保全・点検及びデータ分析システムを令和８年１月に更改し、運用を通じて安定稼働を行っている。 また、デジタル技術の高度化に対応し、業務効率化、セキュリティ向上を兼ね備えたセキュリティ基盤システムを令和７年７月に更改し、運用を通じて安定稼働を行っている。 ＤＸ推進に係る相談受付・技術的支援を随時実施し、加えて情報システムの整備全般についてはＰＭＯが整理した手順書に基づき情報システムの整備及び管理を行う PJMO に対し、ＰＭＯは各プロジェクトの進捗状況を取りまとめ、改善提案等の支援を継続して実施し、業務効率化を図った。	分譲・宅地管理、共益費・水道管理、保全・点検及びデータ分析システムの更改を行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。 デジタル技術の高度化に対し、セキュリティ基盤システムを稼働させ、業務の効率化及びセキュリティ向上を図った。 ＤＸ推進に係る相談・技術的な支援を行った。ＰＭＯが整備した手順書に基づき PJMO に対する支援を継続して行い、業務効率化に寄与した。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、Ｂ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３、４	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　適切な事業リスクの管理等 （１）事業リスクの管理 （２）事業評価の実施 ４　一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、令和５年度と令和 10 年度を比較して３％以上に相当する額を削減（計画値）	▲３％以上	－	－	－	－	－	▲３％以上	－
一般管理費について、令和５年度と令和 10 年度を比較して３％以上に相当する額を削減（実績値）	－	－	（▲1.03％）	（▲0.00％）	－	－	－	－
達成率（実績値）	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　適切な事業リスクの管理等 **（１）事業リスクの管理** 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	**３　適切な事業リスクの管理等** **（１）事業リスクの管理** 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下のとおり事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ①　新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ②　事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	**３　適切な事業リスクの管理等** **（１）事業リスクの管理** 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下のとおり事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ①　新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ②　事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	＜主要な業務実績＞ ①　新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減･分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。 ②　事業実施段階のすべての地区（令和８年４月１日時点:204 地区）について、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、61 地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価４件、再評価７件、事後評価２件を実施した。再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ＨＰ掲載等により公表した。	＜評定と根拠＞Ⅱ－３－（１）（２）、Ⅱ－４ 評定：Ｂ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出･分析を行うとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の 204 地区すべてについて、リスクの定期的管理を行い、61 地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価４件、再評価７件、事後評価２件を実施した。うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ＨＰ掲載等により公表した。	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は５名全員が「Ｂ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・物価高騰等の外部的要因にかかわらず、一般管理費の継続的な抑制に努めているなど、所期の目標を達成していると考える。
（２）事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	**（２）事業評価の実施** 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について	**（２）事業評価の実施** 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について				

		評価を行う。 　また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	評価を行う。 　また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				
	４　一般管理費、事業費の効率化 　一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和５年度）と中期目標期間の最終年度（令和 10 年度）を比較して３％以上に相当する額を削減すること。 　事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。	**４　一般管理費、事業費の効率化** 　一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和５年度）と中期目標期間の最終年度（令和 10 年度）を比較して３％以上に相当する額を削減する。 　また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	**４　一般管理費、事業費の効率化** 　一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努める。 　また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和５年度）と中期目標期間の最終年度（令和 10 年度）を比較して３％以上に相当する額を削減する。 ＜評価の視点＞ ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 　令和７年度の一般管理費については、物価高騰等の環境下にあっても、中期計画に掲げた目標の達成に向けて継続的な経費の縮減に努め、令和５年度を若干下回る水準に抑制した。 　また、事業費については、令和７年度は 1,156 億円分の工事調達を実施した。 　市場動向調査など調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや工事要件の緩和・柔軟化など調達方法の最適化、発注予定情報の充実など競争参加意欲を喚起させる施策を推進、コストの適正化を図った。 また、業界団体に対して工事要件の緩和・柔軟化など受注者の負担軽減に向けた取組を周知する説明会を全国で８回実施（令和７年５月～12 月）したほか、豊四季台団地で報道機関に対してこれらの取組をＰＲする工事現場見学会を開催した（令和７年 11 月）。	一般管理費については、令和５年度を若干下回る水準に抑制し、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化により継続的な経費の縮減に努めた。 　市場動向調査に加え工事要件の緩和・柔軟化及び発注予定情報の充実などの施策によりコストの適正化を図った。 　また、周知・広報活動により事業執行を着実に推進した。 　以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、Ｂ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－５	Ⅱ　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
５．入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、公正かつ透明な調達を確保すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	**５　入札及び契約の適正化の推進** 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づいた「調達等合理化計画」を毎年度策定、公表し着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に努める。当該計画の取組状況については、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	**５　入札及び契約の適正化の推進** 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づいた「調達等合理化計画」を策定、公表し着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に努める。当該計画の取組状況については、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。 さらに、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、入札等における公正かつ透明な調達の確保に向けた取組を実施しているか。	＜主要な業務実績＞ １　入札談合等関与行為を確実に防止するための活動 ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やｅラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 ２　「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、「令和７年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、職員の調達制度の理解度を向上させるための契約業務研修等の施策、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、社内承認手続の大幅な事務見直しとともに、デジタル技術の導入による事務負担の軽減を推進するため、調達事務の一元管理、承認手続の一本化とともに、調達事務フローを体系的に可視化する機能等を備えた調達ワークフローシステムを令和７年９月に稼働開始し、内部統制の強化と業務効率化を図った。 また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たって外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会	＜評定と根拠＞Ⅱ－５ 評定：Ｂ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。 「令和７年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、社内承認手続の大幅な事務見直しとともに、デジタル技術の導入による事務負担の軽減を推進するために調達ワークフローシステムを稼働開始した結果、発注・契約の社内手続が本システムに一本化され、調達事務フローの全体像及び手続の進捗状況の可視化等によって、内部統制の強化と業務の効率化が図られた。 また、本計画の策定及び自己評価に当たっては外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者は５名全員が「Ｂ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

					において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。 ３　入札及び契約の適正な実施 　監事の監査によるチェックを受けた。	入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることから、Ｂ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－１、２、３、４	Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １　財務体質の強化 ２　予算 ３　収支計画 ４　資金計画		
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
有利子負債残高を令和10 年度末時点において平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 （計画値）	2.9 兆円	－	541 億円	405 億円	－	－	－	－
有利子負債残高を令和10 年度末時点において平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 （中期期間において 2,000 億円程度） （実績値）	－	－	951 億円	765 億円	－	－	－	－
達成率	－	－	176%	189%	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅴ　財務内容の改善に関する事項 **１．財務体質の強化** 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、資産の良質化等を推進してキャッシュフローの最大化を図り、有利子負債残高を削減するとともに、効率的・効果的な投資や資産の圧縮により、持続的な経営基盤の確立を図ること。	**Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画** **１　財務体質の強化** 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入等の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、効率的・効果的な投資を行うとともに、令和 10 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減し、持続的な経営基盤の確立を図る。 **２　予算** 別表１のとおり。 **３　収支計画** 別表２のとおり。 **４　資金計画** 別表３のとおり。	**Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画** **１　財務体質の強化** 金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。 賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入等の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。 稼得したキャッシュフローにより、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、効率的・効果的な投資を行うとともに、令和６年度末有利子負債残高を令和５年度末比で 541 億円削減し、持続的な経営基盤の確立を図る。 **２　予算** 別表１のとおり。 **３　収支計画** 別表２のとおり。 **４　資金計画** 別表３のとおり。	＜主な定量的な指標＞ ・令和 10 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2.9 兆円削減 ・年度計画 541 億円を削減 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・財務体質の強化に当たって、金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、効率的・効果的な投資を図るとともに、有利子負債残高の削減を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ＜主な定量的な指標＞ ・有利子負債残高 765 億円削減 令和７年度においては、各部門の営業努力の結果、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は 1 兆 202 億円と、年度計画の 8,007 億円に対して 2,194 億円増加した。 これにより有利子負債は、年度計画（405 億円）を上回る 765 億円を削減した。令和７年度末の有利子負債残高は 9 兆 4,890 億円となり、平成 25 年度末からは約 2.88 兆円を削減、機構設立時からは約 6.8 兆円を削減した。 また、有利子負債の削減を進めつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。 その結果、都市再生事業においては、令和７年度に新規の投資計画を決定した地区は、「神田錦町三丁目南部東地区（東京都千代田区）」等２地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和７年度中に 4,485 戸のストックを削減するとともに、建替住宅 1,108 戸、リノベーション住宅 6,035 戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。 なお、純利益については 88 億	＜評定と根拠＞Ⅲ－１、２、３、４ 評定：Ａ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 有利子負債については、各部門における営業努力による業務収入等の確保により、年度計画（405 億円）を上回る 765 億円（達成率 189%）の削減を達成した。 令和７年度末の有利子負債残高は 9 兆 4,890 億円となり、平成 25 年度末からは約 2.88 兆円を削減、機構設立時からは約 6.8 兆円を削減した。 なお、純利益については、88 億円を確保した。	評定：Ａ ＜評定に至った理由＞ 年度計画で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ・有利子負債残高の削減（平成 25 年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保、効率的な資金調達及び資金の活用により、年度計画の目標「405 億円」に対し、実績値「765 億円（達成率 189%）」であった。また、純利益も 88 億円確保した。 ・資金調達においては、長期安定的な財政融資資金と、金融情勢に応じて債券等の民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制に努めた。 ・サステナビリティファイナンスの活用や、積極的なＩＲ活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤の構築が図られた。 これらを踏まえ、令和７年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことを総合的に勘案し、「Ａ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「Ａ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

					円を確保した。 　資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、資金需要や金融環境を総合的に勘案して、債券の発行額、発行年限を設定するなど適時適切に民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制の双方に配意した。 　また、サステナビリティファイナンスの活用や、積極的なＩＲ活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現した（投資表明については、新たに 56 件獲得し、令和７年度末累計で 345 件に増加した）。	資金調達においては、引き続き長期安定的な財政融資資金を中心としつつ、金融情勢に応じて債券発行等による民間資金を組み合わせることにより、金利上昇リスクの軽減と調達コストの抑制の双方に配意した。 　また、サステナビリティファイナンスの活用や、積極的なＩＲ活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的な財務基盤を構築した。 　以上により、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進し、年度計画における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。	・年度計画を大きく上回る有利子負債の削減を達成したことが評価される。 ・機構の工夫によって非常に高い達成度となっており、十分評価できる。 ・年度計画における有利子負債残高削減の目標を着実に達成している事、物価高騰及び金利上昇という外部要因により経営環境に厳しさが増す中、資産の良質化及び調達コストの抑制に努めており、Ａ評価は妥当と考える。

４．その他参考情報
無し。

別表１（予算）

（単位：百万円）

区　　分	計　画	実　績	差　額	備　考
収　入				
国庫補助金	19,400	26,240	6,840	
政府補給金等	0	0	0	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	610,256	575,256	△35,000	①
業務収入	761,386	873,244	111,858	②
受託収入	12,312	15,318	3,006	
業務外収入	7,629	17,568	9,939	
計	1,410,982	1,507,626	96,643	
支　出				
業務経費	603,704	590,941	△12,763	
受託経費	10,890	13,442	2,552	
借入金等償還	651,013	652,013	1,000	
支払利息	71,633	67,286	△4,347	
一般管理費	45,481	45,485	4	
人件費	34,576	35,946	1,370	
その他一般管理費	10,905	9,539	△1,366	
業務外支出	5,159	88,273	83,114	③
計	1,387,878	1,457,440	69,561	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①　債券発行額の減

②　固定資産売却による増

③　国庫納付による増

別表２（収支計画）

（単位：百万円）

区　　分	計　画	実　績	差　額	備　考
費用の部	762,216	831,565	69,348	
経常経費	623,919	609,732	△ 14,187	
業務費	593,195	575,141	△ 18,054	①
受託費	11,915	13,706	1,791	
一般管理費	18,809	20,884	2,075	
財務費用	77,140	69,058	△ 8,082	
たな卸資産評価損	0	11,428	11,428	
臨時損失	61,157	141,347	80,190	②
収益の部	766,035	840,367	74,332	
経常収益	764,153	787,731	23,577	
業務収入	734,202	750,850	16,648	
受託収入	12,312	15,162	2,850	
補助金等収益	17,458	21,054	3,595	
雑益	181	665	484	
財務収益	1,818	3,755	1,937	
臨時収益	64	48,881	48,817	③
純利益	3,819	8,802	4,983	
目的積立金取崩額	0	0	0	
総利益	3,819	8,802	4,983	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①　譲渡原価の減

②　減損損失の増

③　固定資産売却による増

別表３（資金計画）

（単位：百万円）

区　　分	計　画	実　績	差　額	備　考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	97,083	86,825	△ 10,257	
管理費支出	403,478	376,728	△ 26,750	
受託業務費支出	10,890	12,277	1,387	
その他支出	76,281	71,747	△ 4,533	
投資活動による支出				
建設費支出	121,827	145,676	23,850	
その他支出	25,105	242,432	217,327	①
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	606,013	607,013	1,000	
債券の償還による支出	45,000	45,000	0	
その他支出	2,203	90,669	88,466	②
次年度への繰越金	143,182	60,800	△ 82,382	
資金収入				
業務活動による収入	785,159	830,167	45,008	
投資活動による収入	15,567	190,002	174,435	③
財務活動による収入	610,256	575,256	△ 35,000	
前年度よりの繰越金	120,078	143,744	23,666	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①　有価証券取得による増

②　国庫納付による増

③　有価証券売却による増

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ	Ⅳ　短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	Ⅳ　短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,200 億円 想定される理由： 予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	**Ⅳ　短期借入金の限度額** 短期借入金の限度額：3,200 億円 想定される理由： 予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ －	＜主要な業務実績＞ 令和７年度における短期借入金の実績は無い。	＜評定と根拠＞ 評定：－	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅴ	Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	**Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** 該当なし。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ －	＜主要な業務実績＞ －	＜評定と根拠＞ 評定：－	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅵ	Ⅵ　剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		Ⅵ　剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	**Ⅵ　剰余金の使途** 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ －	＜主要な業務実績＞ －	＜評定と根拠＞ 評定：－	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－１、２、３	Ⅶ　その他業務運営に関する重要な事項 １　脱炭素・環境及び都市景観への配慮 （１）地球温暖化対策の推進 （２）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成 （３）建設副産物のリサイクルの推進 （４）環境物品等の調達 ２　国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元 （１）研究開発等の実施 （２）成果の社会還元 ３　保有資産の適切な管理・運用		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
Ⅵ　その他業務運営に関する重要な事項 **１　脱炭素・環境及び都市景観への配慮** 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。	**Ⅶ　その他業務運営に関する重要な事項** **１　脱炭素・環境及び都市景観への配慮** 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	**Ⅶ　その他業務運営に関する重要な事項** **１　脱炭素・環境及び都市景観への配慮** 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・地球温暖化対策実行計画等に基づき環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全・創出や質の高い都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞Ⅶ-１-（１）（２）（３）（４）、２-（１）（２）、３ 評定：Ｂ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「Ｂ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・中期計画における所期の目標を達成していると認められる。ＺＥＨ住棟が増えることを期待したい。 ・機構初のＺＥＨ仕様住棟が完成するなど、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
	（１）地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び政府の温室効果ガス総排	**（１）地球温暖化対策の推進** 「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び政府の温室効果ガス総排		ＺＥＨ対応ＵＲ賃貸住宅の整備推進に向け、新たに５地区（高島平（東京都板橋区）、竹丘町三丁目（福岡県福岡市）、神代（東京都調	各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として 78,500t-CO_2 削減し、「UR-eco Plan 2024」における削減目標に向けて	

		出量の削減目標を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（UR-eco Plan 2024）に基づき、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入、木材利用の促進等の施策を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。特に、機構が直接に排出に関わっている二酸化炭素の排出量について、2030 年度までに 70%の削減（2013 年度比）を目指す。	出量の削減目標を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（UR-eco Plan 2024）に基づき、建築物の環境性能の向上、再生可能エネルギーの導入、木材利用の促進等の施策を推進することにより、二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。特に、機構が直接に排出に関わっている二酸化炭素の排出量について、2030 年度までの 70%削減（2013 年度比）に向けた取組を進める。		布市)、田島(埼玉県さいたま市)、泉北竹城台（大阪府堺市)）で基本設計業務の契約に至った。(計 1,883 戸) 太陽光発電設備については新築のＵＲ賃貸住宅(多摩ニュータウンコンフォール諏訪(東京都多摩市)、横浜ヴェールタワー（神奈川県横浜市)）において設置した。 木材利用の促進については、団地再生事業において木造建物調達開始に向けた調査を実施したほか、共用部の更なる木質化を１地区（コンフォール西浦和田島（埼玉県さいたま市)）で実施した。 地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有する機会を創出し、省エネ意識の向上を図った。 機構が直接に排出に関わっている二酸化炭素排出量については 2013 年度を基準として、令和７年度時点において 78,500 t-CO_2 削減した（同年度比で 50.9%)。令和８年度も更なる削減を見込んでいる。 令和７年４月１日に改定した「環境基本方針」を踏まえ、一部のＵＲ賃貸住宅を対象としたライフサイクルカーボンの算定試行と、削減に向けた取組の検討を開始した。	地球温暖化対策を着実に推進した。 令和７年度は、「環境基本方針」を踏まえたライフサイクルカーボンの算定試行を実施した。 各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。	
		（２）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成 環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、	**（２）都市の自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成** 環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、		新築ＵＲ賃貸住宅３地区(多摩ニュータウンコンフォール諏訪(東京都多摩市)、千里高野台((大阪府吹田市)、新千里東町(大阪府豊中市)において既存樹木の保存		

		既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。 　また、にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間の創出・再生、ウォーカブルな空間の整備や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。	既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。 　また、にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間の創出・再生、ウォーカブルな空間の整備や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。		（23 本）を実施した。 　新築ＵＲ賃貸住宅横浜ヴェールタワー（神奈川県横浜市）で屋上等建築物の緑化を実施した。 令和７年度は雨水浸透工法による地下水涵養等の施設を９地区で整備した。		
		（３）建設副産物のリサイクルの推進 　循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2020」（令和２年９月 30 日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。 　さらに、ＵＲ賃貸住宅の建	**（３）建設副産物のリサイクルの推進** 　循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2020」（令和２年９月 30 日国土交通省公表）に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。 　さらに、ＵＲ賃貸住宅の建		機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した令和７年度目標値をおおむね達成した。	令和７年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した目標値をおおむね達成した。	

		替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。	替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。		令和7年度における建設副産物の再資源化率等 対象品目 / 令和7年度 目標値 / 実績値 アスファルト・コンクリート塊 再資源化率 99%以上 99.9% コンクリート塊 再資源化率 99%以上 99.9% 建設発生木材 再資源化・縮減率 97%以上 99.7% 建設汚泥 再資源化・縮減率 90%以上 99.9% 建設混合廃棄物 排出率 3.0%以下 3.2% 建設廃棄物全体 再資源化・縮減率 98%以上 98.7% 建設発生土 建設発生土有効利用率 80%以上 98.2% 注：集計対象は令和7年度に完了した契約金額500万円以上の工事		
		（４）環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第６条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100％とする。 また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。	**（４） 環境物品等の調達** 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第６条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100％とする。 また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。		令和７年度における環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を一部、機能・性能上の理由等から満たす物品等の調達が困難だったものを除きおおむね目標を達成した。 公共工事においては、数値目標を設定した特定調達品目（24 品目）において、100％調達を達成した。		
	２　国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発や実証実験等を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。 特に、住宅の生産・管理プ	**２　国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元** 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた研究開発や実証実験等を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。	**２　国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元** 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた研究開発や実証実験等を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成、脱炭素・環境配慮推	－		

	ロセスのＤＸの推進のため、賃貸住宅におけるＢＩＭの導入拡大に積極的に取り組むこと。	**（１）研究開発等の実施** 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成等の取組、脱炭素・環境配慮推進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行う。 なお、急速なＡＩ・ＩｏＴ等技術革新や社会情勢の変化にも柔軟に対応し、ＢＩＭ・ＣＩＭ推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や社会実装に向けた協調等、関係者と連携しつつ積極的に推進する。	**（１）研究開発等の実施** 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化やコミュニティ形成等の取組、脱炭素・環境配慮推進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行う。 なお、急速なＡＩ・ＩｏＴ等技術革新や社会情勢の変化にも柔軟に対応し、ＢＩＭ・ＣＩＭ推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や社会実装に向けた協調等、関係者と連携しつつ積極的に推進する。	進及び先端技術の活用推進などに係る研究開発や実証実験を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。	中期計画に基づき、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害対応、地域活性化、環境負荷低減に関連する研究開発を 53 件実施した。 [主な研究内容] ・集合住宅の擁壁・法面の点検【集合住宅ストックの維持・更新・再生】 ・集合住宅における水害対策の導入方策等調査検討【災害への対応】 ・団地コミュニティ活動拠点の運営仕組みづくりの検証【地域活性化やコミュニティ形成】 ・集合住宅の木材活用【脱炭素・環境配慮推進】 ・賃貸住宅のホールライフカーボン算定【脱炭素・環境配慮推進】	研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。	
		（２）成果の社会還元 蓄積した成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、情報発信施設の活用、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、成果の共有や普及を積極的に図る。	**（２）成果の社会還元** 蓄積した成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、情報発信施設の活用、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、成果の共有や普及を積極的に図る。		論文投稿においては、日本建築学会など計 15 件の投稿を行った。 建設業界の更なるＢＩＭ普及を目的とし集合住宅用途において設備専門ソフトウェア（Rebro 版、CADWe’11 Tfas 版）による日本で初となる集合住宅設計における標準設備ＢＩＭデータをＨＰ上で公開した。141 件(令和８年３月末時点)のデータダウンロード申込があった。 「ＵＲまちとくらしのミュージアム」では、国内外業界関係者の視察対応を約 150 件行うとともに、情報発信施設として日	新たにRebro版、CADWe’11 Tfas版の日本で初となる集合住宅設計における標準設備ＢＩＭデータを公開し、住宅の生産・管理プロセスの更なるＤＸ推進に寄与した。機構のガイドラインを活用し、東京都が都営住宅ＢＩＭガイドラインを作成するなどＢＩＭ普及に貢献した。 来館者からの評価において一定の良好な評価が得られており、情報発信施設としての役割を適切に果たしている。 また、視察等を通じ、国内外の多様な来訪者に対して情報発信及び社会還元を行った。	

					本建築学会と共催による企画展やシンポジウム、学生ワークショップなどを開催した。令和５年９月の開館から約２万９千人が来館した（令和８年３月末時点）。		
	３　保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金については、中期目標期間中に解消を図ること。	**３　保有資産の適切な管理・運用** 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や経営の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金については、中期目標期間中に解消を図る。	**３　保有資産の適切な管理・運用** 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や経営の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金の中期目標期間中の解消に向けて、賃貸宅地資産の売却等を適切に進める。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金を中期目標期間中に解消するよう図られているか。	機構が賃貸に供している敷地そのほかの機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や経営の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行った。 また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金を令和６年度に解消したことから、宅地造成等経過勘定を廃止する等の必要な手続きを完了した。	機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。 また、宅地造成等経過勘定を廃止する等の必要な手続きについても適切に行った。 以上により、年度計画における所期の目標を達成していることからＢ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－４、５、６、７、８	Ⅶ　その他業務運営に関する重要な事項 ４　内部統制の適切な運用 （１）内部統制の適切な運用 （２）業務運営の透明性の確保と広報の推進 （３）情報セキュリティの確保 （４）個人情報の保護 ５　施設及び設備に関する計画 ６　人事に関する計画 （１）方針 （２）人材育成 （３）人件費管理の適正化 （４）ダイバーシティ＆インクルージョン（Ｄ＆Ｉ） ７　中期目標の期間を超える債務負担 ８　独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第２項（附則第 12 条第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
－	－	－	－	－	－	－	－	－

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
４　内部統制の適切な運用 **（１）内部統制の適切な運用** コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制の一層の充実･強化を図ること。	**４　内部統制の適切な運用** **（１）内部統制の適切な運用** 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、必要な見直し等を行いつつ、内部統制会議等を活用し引き続き内部統制の仕組みが適切かつ有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する	**４　内部統制の適切な運用** **（１）内部統制の適切な運用** 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、必要な見直し等を行いつつ、内部統制会議等を活用し引き続き内部統制の仕組みが適切かつ有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民や地方公共団体等の理解を深めるため財務情報や業務の実施状況等について	＜主要な業務実績＞ 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により､以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については､全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・全役員で構成される内部統制会議で､一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向	＜評定と根拠＞Ⅶ-４-（１）（２）（３）（４）、５、６-（１）（２）（３）（４）、７、８ 評定：Ｂ ＜評価の概要及び具体的な事例・評価＞ 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証･確認､必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	評定：Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評定について、外部有識者５名全員が「Ｂ」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・コンプライアンス意識向上を推進し、内部統制の適切な運用等で問題が把握されていない

		研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	情報提供を行い、透明性の確保等が図られているか。 ・業務運営において、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等を行ったか。	上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・コンプライアンス研修について、コンプライアンス実施計画に基づき、機構で働く全ての職員等（派遣、アルバイトを含む）が毎年受講する基礎研修及び全ての職員が３年に１度受講する対話議論型の応用研修を実施した。 ・「コンプライアンス強化月間」を設け、研修や点検等の施策を重点的に実施した。 ・経営層を対象としたコンプライアンス講演会について、リスク感度の向上等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。	コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上、周知徹底等を図った。	ことなどから、所期の目標を達成していると考える。
	（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。また、機構の業務について、国民や地方公共団体等の事業関係者などの理解を深めるための広報活動を推進すること。	**（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進** 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務に対する国民や地方公共団体等の理解を深めるため、財務情報、業務の実施状況等について情報発信や広報活動を推進する。	**（２）業務運営の透明性の確保と広報の推進** 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務に対する国民や地方公共団体等の理解を深めるため、財務情報、業務の実施状況等について情報発信や広報活動を推進する。		・財務情報や業務の実施状況について、機構ＨＰに掲載したほか、事業報告書等を本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 ・機構の業務について記者発表・ＨＰ・社外報・ＳＮＳ等を活用し、広報活動を推進した。特に機構の社会課題に対する取組状況等に重点を置いた情報発信を行った。 ・機構の存在意義と各事業を対外的にわかりやすく伝えるため、「社会課題を、超えていく。」をコーポレートメッセージとして整理し、機構ＨＰや社外報等で発信している。	財務情報や業務の実施状況について、機構ＨＰや事業報告書にて情報発信や広報活動を推進し、透明性の確保に寄与した。 また、各種広報媒体の活用や新たに整理し位置付けたコーポレートメッセージを効果的に用いることにより、機構の社会課題に対する取組状況等について、国民や地方公共団体等の理解を深めることに寄与した。	
	（３）情報セキュリティの確保 「政府機関等のサイバーセ	**（３）情報セキュリティの確保** 情報セキュリティの確保に	**（３）情報セキュリティの確保** 情報セキュリティの確保に		国家サイバー統括室との連携により、国及び関係機関との脅威情報を共有しつつ、外部からの不	国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策を継	

	キュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、サイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保すること。 また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。	あたっては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。 さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。	あたっては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月28 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。 さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。		正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。 また、令和７年度の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び情報セキュリティポリシー改訂に対応し、令和８年３月に各種規程やマニュアルを更新及びパスワードポリシーの新規作成を行った。 役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上の取組としては、階層別研修（新規採用・経験者採用職員、新任管理職、新任３～５級職員に対する研修）、全役職員等向け研修、ＩＴ担当者向け研修等のほか、標的型攻撃メール訓練や対象範囲を委託先や海外拠点にも拡大の上で情報セキュリティ対策の自己点検等を実施した。 さらに毎月役職員等に対して情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る意識啓発を行った。	続して実施するとともに、令和７年度の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に対応した規程やマニュアルの更新及び新規作成を進め、セキュリティ体制の整備を推進した。 また、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、情報セキュリティ通信を毎月発信し、役職員等の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を推進した。	
	（４）個人情報の保護 機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。	**（４）個人情報の保護** 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。	**（４）個人情報の保護** 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。		個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、コンプライアンス実施計画に基づき、機構で働く全ての職員等（派遣、アルバイトを含む）が受講する研修を実施した。	個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応を行うとともに各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。	
	－	**５　施設及び設備に関する計画** 該当なし。	**５　施設及び設備に関する計画** 該当なし。		－		
	５　人事に関する計画 人員については、機構に求められる業務の内容や政策的	**６　人事に関する計画** **（１）方針** 人員については、機構に求	**６　人事に関する計画** **（１）方針** 人員については、機構に求	＜主な定量的な指標＞ －	人員については、業務上の必要性及び経営上の観点を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経	人員については、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に	

	必要性、法人全体の経営上の観点、緊急性等を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置すること。 その際、社会経済情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など、機構の業務に求められる高度な専門性の向上、各業務を通じて培ってきたノウハウ、技術力の承継のため、人材の確保・育成に関する方針を定め、戦略的に人材を確保・育成すること。 また、人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行うこと。 さらに、多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境づくりを推進するなど働き方改革に取り組むこと。	められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営状況を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置していく。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。	められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営状況を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置していく。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。	＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置し、業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。	営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置した。	配置し、業務運営の効率化に寄与した。	
		（２）人材育成 社会・経済情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる高度な専門性を向上させるとともに、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施することに加えて、職員の主体的なキャリア形成を促し、外部組織との人材交流を含めた配置任用計画と適切に連携することで、戦略的に人材を確保・育成する。	**（２）人材育成** 社会・経済情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる高度な専門性を向上させるとともに、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施することに加えて、職員の主体的なキャリア形成を促し、外部組織との人材交流を含めた配置任用計画と適切に連携することで、戦略的に人材を確保・育成する。		機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力、専門性の向上を目的として、令和７年度において、159 件、延べ 5,267 人に研修を実施した。集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施した。 自己啓発支援では、ビジネススクールへの派遣やビジネススキル等を幅広く学ぶことができる e ラーニングプログラムなどを引き続き実施した。 また、若手職員を対象とした面談を行う際に、令和６年度に可視化した機構におけるキャリアの大まかな全体像を活用するなど、職員の主体的なキャリア形成に資する取組を引き続き実施した。 加えて、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体等外部組織への出向・派遣を実施した。	人材育成については、集合形式とオンライン形式を併用し、それぞれの長所を活かしたカリキュラムで研修を実施することにより、受講のしやすさや、質の向上に努めた。 自己啓発については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。	
		（３）人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、給与について、その水準が事	**（３）人件費管理の適正化** 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、給与について、その水準が事		特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる仕組みを適切に活用した。	人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与	

		務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人の勤務成績や法人の業務実績の反映を行うことにより、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。	務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人の勤務成績や法人の業務実績の反映を行うことにより、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。			した。	
		（４）ダイバーシティ＆インクルージョン（Ｄ＆Ｉ） 多様化する社会ニーズに対応するため、引き続きＤ＆Ｉに対する職員の理解を深めるとともに、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援など多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境づくりを推進することで、企業価値の向上を図る。	**（４）ダイバーシティ＆インクルージョン（Ｄ＆Ｉ）** 多様化する社会ニーズに対応するため、引き続きＤ＆Ｉに対する職員の理解を深めるとともに、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援など多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境づくりを推進することで、企業価値の向上を図る。		令和７年度から「Ｅ」（エクイティ）を加え、社内報やイントラネット等を活用し、エクイティのイメージを発信するほか、エクイティを取り上げたセミナーや研修を開催し、誰もが公平・公正に活躍できる企業風土の意識醸成に努めた。 女性の活躍推進については、令和６年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（令和６年４月１日～令和 11 年３月 31 日）における目標（女性の管理職等の人数（令和５年度末 78 人）を期間内に３割増とする）の達成に向け、登用を推進するとともに、女性の採用拡大に努めた。 また、障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。	女性の活躍推進については、令和６年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における目標（女性の管理職等の人数（令和５年度末 78 人）を期間内に３割増とする）の達成に向け、登用を推進した結果、令和７年度末時点で女性管理職等の人数は 94 人となった。 障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.93％（令和７年６月１日時点）の雇用率となり、法定雇用率を達成した。	
		７　中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	**７　中期目標の期間を超える債務負担** 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。		－		
		８　独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第２項（附則第 12 条第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構	**８　独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第２項（附則第 12 条第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途** 独立行政法人都市再生機構		第４期中期目標期間中の繰越積立金については、令和７事業年度に 50 億円の取崩を行い、賃貸住宅ストックを長期利活用するための収益性・付加価値向上を伴う改修に係る投資の一部に充当した。		

		法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第２項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応及び賃貸住宅ストックを長期利活用するための収益性・付加価値向上を伴う改修に係る投資に充てるものとする。	法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第２項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応及び賃貸住宅ストックを長期利活用するための収益性・付加価値向上を伴う改修に係る投資に充てるものとする。			以上により、年度計画における所期の目標を達成していることからＢ評定とする。	

４．その他参考情報
無し。